

# 第2次春日部市生涯学習推進計画

2019▶2028

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、  
学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

2019年(平成31年)3月

春日部市生涯学習推進本部





「市民一人ひとりが、いつでもどこでも 学ぶことができ、  
学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築」の実現に向けて

春日部市では、市の生涯学習を推進する指針として 2007 年（平成 19 年）3 月に計画期間を 10 年間とする「春日部市生涯学習推進計画」を策定し、社会状況の変化に柔軟に対応しながら、生涯学習の機会の充実と場の提供に努めてまいりました。

また、計画期間を 2 年間延長した「改訂版」に基づき、地域の学習資源を活用した様々な学習機会を提供するなど、市民一人ひとりが積極的に参加できる生涯学習社会づくりを推進してまいりました。

これまでの計画期間において、多くの分野で様々な取組が行われ、市全体での生涯学習関連事業数は大幅に増加しております。

この度、生涯学習の更なる推進に向け、「第 2 次春日部市生涯学習推進計画」を策定しました。本計画は、第 2 次春日部市総合振興計画における春日部市の将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向けて、生涯学習施策の基本的な考え方や、生涯学習を通じたまちづくりを進めるための方向性を明確に示すものです。

2019 年度(平成 31 年度)から 10 年間の基本構想・基本計画を定めた本計画では、基本目標を「市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築」としております。

引き続きあらゆる部局と連携を図りながら、市民の皆様の学びの意欲を一層醸成し、一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組むことができる仕組みづくりを進めてまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご協力いただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

2019 年（平成 31 年）3 月

春日部市生涯学習推進本部長  
(春日部市長)



石川良三

## 春日部市生涯学習都市宣言

21世紀は、個人の価値観に合わせ心身ともに充実した生活を営む、質的な豊かさを実現する時代です。

市民一人ひとりがうるおいのある生活を送るためには、生涯にわたり学びつづけることが重要です。

また、多彩な歴史・文化にかこまれ、心豊かで活力ある市民が暮らすことができるまち「春日部」の実現は、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、いつでも、どこでも、楽しく、みずから生涯学びつづけ、自己を高めるとともに、人と人との絆を深めるまちを目指すため、ここに「生涯学習都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、スポーツ、文化・芸術に親しみ、健やかで活力に満ちた生活を送ります。
- 一 わたしたちは、郷土の歴史・文化を愛し、教養を高め、心豊かな暮らしに生かします。
- 一 わたしたちは、学んだことを地域で生かし、すべての市民がいきいきと活躍できるまちをつくります。

2009年(平成21年)4月1日

春日部市

# 目 次

## **基本構想** 計画の基本的な考え方

### I 計画の概要

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の性格	2
第3章 計画の構成及び期間	2

### II 現状と課題

第1章 現代の社会状況	3
第2章 国・県及び春日部市における生涯学習の動向	5
第3章 春日部市の生涯学習の現況(生涯学習市民意識調査結果より)	7
第4章 春日部市の生涯学習の現況(生涯学習関連事業数の推移)	30

### III 基本目標・方針

第1章 基本目標	31
第2章 基本方針	31
第2次春日部市生涯学習推進計画体系図	33

## **基本計画** 計画の基本的な内容

### IV 基本施策

第1章 学ぶ	
～市民一人ひとりが、いつでもどこでも「学ぶ」ことができる環境の整備～	34
第2章 生かす	
～学んだことを地域で「生かす」ことができる環境の整備～	46
第3章 推進する	
～生涯学習を「推進する」体制の充実～	50

### 資料編

春日部市の生涯学習に関する取組経過及び国・県の動向	54
第2次春日部市生涯学習推進計画策定経過	58
春日部市生涯学習推進本部要綱	60



## 基本構想 計画の基本的な考え方

# I 計画の概要

## 第1章 計画策定の趣旨

生涯学習は、「生涯にわたって、自己の充実・啓発や生活の向上、活力ある地域社会づくりへの参加のため、必要に応じて自発的意思に基づき、自己に適した手段や方法により、継続的に行う学習活動」とされています。学習には、社会教育・学校教育・家庭教育に関するものや、各行政が行う学習活動など様々な形態がありますが、生涯学習はそれらを包括する広範なものとされています。

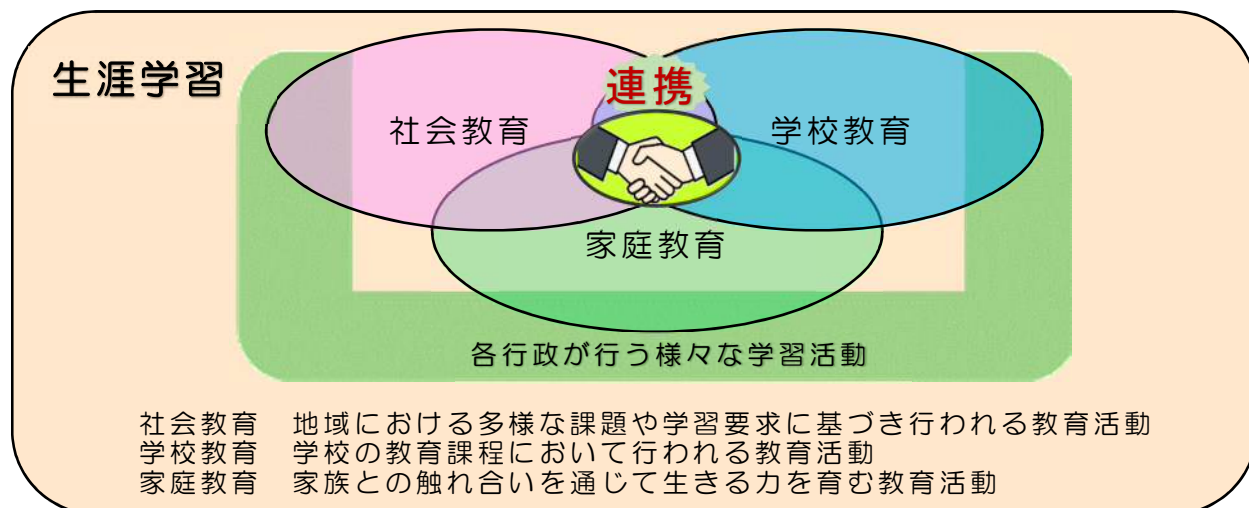
近年、人口減少と少子高齢化の進行、安心・安全に対する関心の高まり、地球環境問題、エネルギー問題、情報通信技術の進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、生涯学習に対する市民の学習ニーズや意識も多様化しています。

こうした状況の中、市民一人ひとりが生きがいに満ちた豊かな人生を送るため、生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その学習の成果が地域社会で生かされる「生涯学習社会の実現」が求められています。

本市では、2007年(平成19年)3月に、新市建設計画を踏まえ、社会構造やライフスタイルの変化を背景とした多様な学習要求に対応すべく「春日部市生涯学習推進計画」を策定し、さらに2017年(平成29年)3月には計画期間を2年間延長する改訂版を策定し、様々な生涯学習の推進に取り組んできました。

今後も生涯学習推進事業を、市民との協働によるまちづくりに必要な事業として発展させることが重要であると考えています。そこで、春日部市生涯学習推進計画改訂版の計画期間が2019年(平成31年)3月で終了することから、第2次春日部市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)との整合性を図り、第2次春日部市生涯学習推進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、これまでの本市の取組や、社会環境の変化などを踏まえ、基本目標を「市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築」とし、本市の生涯学習施策を総合的、計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。





## 第2章 計画の性格

- 本計画は、総合振興計画を上位計画とする個別計画として位置付けています。  
総合振興計画における春日部市の将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向けて、生涯学習の視点から生涯学習施策の基本的な考え方や方向性を示すもので、生涯学習によるまちづくりを進めるための方向性を明確に示すものです。
- 本計画に基づき実施計画を年度ごとに作成します。
- 生涯学習の施策について、行政と関係機関等との連携・調整及び推進を図るうえでの指針となるものです。

## 第3章 計画の構成及び期間

- 本計画は、計画の基本的な考え方を明記した「基本構想」(I 計画の概要、II 現状と課題、III 基本目標・方針)と、計画の基本的な内容を明記した「基本計画」(IV 基本施策)で構成されています。
- 計画の期間は2019年度(平成31年度)から2028年度(平成40年度)までの10年間とします。
- 本市における、生涯学習をめぐる計画の背景に大きな変化があった場合には、計画の見直しを行います。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">第2次春日部市総合振興計画</p> <p>2018年度(平成30年度)～2027年度(平成39年度)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: yellow;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">第2次春日部市生涯学習推進計画</p> <p>2019年度(平成31年度)～2028年度(平成40年度)</p> </div>											

※本計画は、上位計画である総合振興計画との整合性を図るため、計画期間を1年間遅らせているものです。

## Ⅱ 現状と課題

### 第 1 章 現代の社会状況

#### 1 人口減少と少子高齢化が進行しています

日本の総人口は2008年(平成20年)12月の1億2,809万9千人をピークに、若干の増減を繰り返した後、人口減少局面に入っています。

また、年少人口(0歳～14歳)の割合が低下するとともに、老年人口(65歳以上)の割合が上昇しています。

春日部市も同様に人口減少や少子高齢化が進む中で、心豊かで充実した人生を送るためには、日々学び、成長し、地域で活躍することが大切です。だれもが興味・関心に応じて個性や能力を伸ばせるように、学習機会やプログラムの充実が求められています。また、学習成果を発表する機会や場の提供など、学習活動を支援する取組が求められています。

#### 2 安心・安全に対する関心が高まっています

2011年(平成23年)の東日本大震災や2016年(平成28年)の熊本地震、2015年(平成27年)の関東・東北豪雨などを契機に、震災をはじめとする災害への意識が高まっています。

また、子どもや高齢者が被害者となる犯罪の発生などにより、近年、安心・安全への関心が高まっています。

安心・安全に関する学びを通して地域の人々の交流を活発にし、結びつきを強化する取組が求められています。

#### 3 地球環境問題への関心が高まっています

地球環境問題は、持続可能な社会を構築していくうえで、解決すべき共通の課題であり関心が高まっています。これまでの生活様式や社会経済活動の在り方も含め、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。

#### 4 情報通信技術(ICT)の進展が生活様式にも変化をもたらしています

情報通信技術(\*ICT(以下「ICT」という。))の発達により、\*IoT(Internet of Things)・\*ビッグデータ・\*AIの3つの分野が急速に発展し、社会にインパクトを与えていくとされています。

今後もICTの進展により、あらゆる分野で情報化が進むことが予想されることから、これらに対応する学習機会やプログラムの充実が求められています。

### ※ICT

Information and Communication Technology の略語。  
情報通信技術のこと。

### ※IoT

Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

### ※ビッグデータ

一般的なデータベースソフトが扱うことが出来る能力を超えた巨大なデータのこと。

### ※AI

Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

## 第2章 国・県及び春日部市における生涯学習の動向

### 1 国の動向

教育基本法の改正が2006年(平成18年)12月に行われ、第3条に生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されました。併せて「家庭教育」、「社会教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等の規定が整備され、自治体が生涯学習を推進する上での制度的基盤の充実が図られました。

2008年(平成20年)には、中央教育審議会からの答申として「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」が出されました。この答申では、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力向上」を柱とし、「知の循環型社会」の構築を目指した各種方策が提言されています。

教育基本法の改正や中央教育審議会からの答申を踏まえ、2008年(平成20年)6月に社会教育法等の関連法が改正され、同年7月には「教育振興基本計画」が策定されました。この計画では、今後10年間を通して目指すべき教育の姿として「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」ことと、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げています。

2013年(平成25年)には「第2期教育振興基本計画」が策定され、教育行政の4つの基本的方向性として「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が示されたところです。

2018年(平成30年)3月には「第3期教育振興基本計画について(答申)」が示され、今後の教育行政に関する基本的な方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の5つが掲げられました。

## 2 埼玉県動向

埼玉県では、国の「教育振興基本計画」を受け、2009年(平成21年)に「埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。2014年(平成26年)には「第2期埼玉県教育振興基本計画」が策定され、基本理念を「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」とし、「生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進」をはじめ5つの基本目標を定め計画を推進しています。

生涯学習に関しては、1999年(平成11年)に「埼玉県生涯学習振興計画」が策定され、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指してきました。

2013年(平成25年)3月には、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野を明らかにする「生涯学習推進指針」を策定しました。10年先を見据えた埼玉県の目指す生涯学習社会を「学びあい、共に支える社会」とし、生涯学習推進指針として「学びを支える」、「学び合いを支える」、「学びの成果の活用を支える」の3つを掲げています。

## 3 春日部市の動向

春日部市では、合併前の旧春日部市において、1994年(平成6年)3月に「春日部市生涯学習推進計画」を策定し、2004年(平成16年)3月には「第2次春日部市生涯学習推進計画」を策定、旧庄和町では1999年(平成11年)12月に「庄和町生涯学習推進計画」を策定し、それぞれ生涯学習を推進してきました。

2005年(平成17年)10月に合併し、現在の春日部市が誕生しています。

2007年(平成19年)3月には、旧春日部市における第2次春日部市生涯学習推進計画を基に、旧庄和町生涯学習推進計画を継承し、庄和地域市民意識調査の結果を踏まえ、さらに春日部市総合振興計画との整合性を図りながら、計画期間を10年間とする「春日部市生涯学習推進計画」を策定しました。

2009年(平成21年)4月には、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送れるまちを目指すことを決意する「春日部市生涯学習都市宣言」を施行しました。

2017年(平成29年)3月には、総合振興計画との整合性を図るため「春日部市生涯学習推進計画改訂版」を策定し、計画期間を2年間延長しています。

## 第3章 春日部市の生涯学習の現況（生涯学習市民意識調査結果より）

### 1 調査概要

#### (1) 調査実施の目的

2007年(平成19年)3月策定の春日部市生涯学習推進計画のもと実施してきた生涯学習推進事業を、今後も市民との協働によるまちづくりに必要な事業として発展させるため、本計画策定の基礎資料として春日部市生涯学習市民意識調査（以下「意識調査」という。）を実施したものです。

#### (2) 調査方法と回収状況

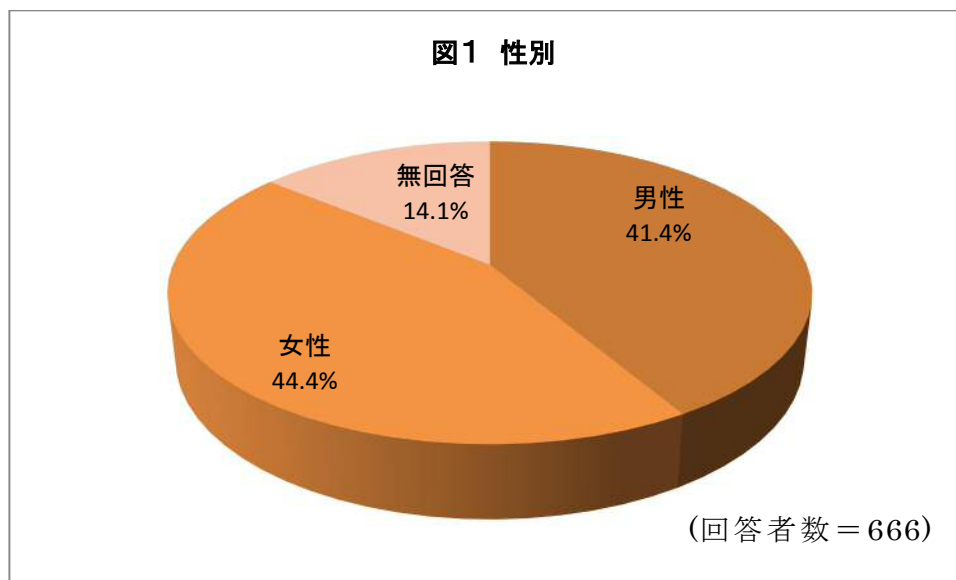
- ① 調査地域 春日部市内
- ② 調査対象・対象数・回収状況
  - ア. 市民向け 市内在住の18歳以上(2017年(平成29年)4月1日)現在の男女個人2,000人 回収数666 回収率33.3%
  - イ. 団体向け 公民館等の公共施設を利用している団体 150団体 回収数110 回収率73.3%
  - ウ. 事業所向け 市内の事業所 50社 回収数17 回収率34%
- ③ 抽出方法 無作為抽出(住民基本台帳より)他
- ④ 調査方法 郵送配布－郵送回収  
※団体向けの調査については、公民館等施設の窓口配布－郵送回収
- ⑤ 調査期間 2017年(平成29年)7月23日(日)～8月18日(金)

### (3) 主な調査結果の内容

#### ■ 市民向け意識調査結果(主な項目)

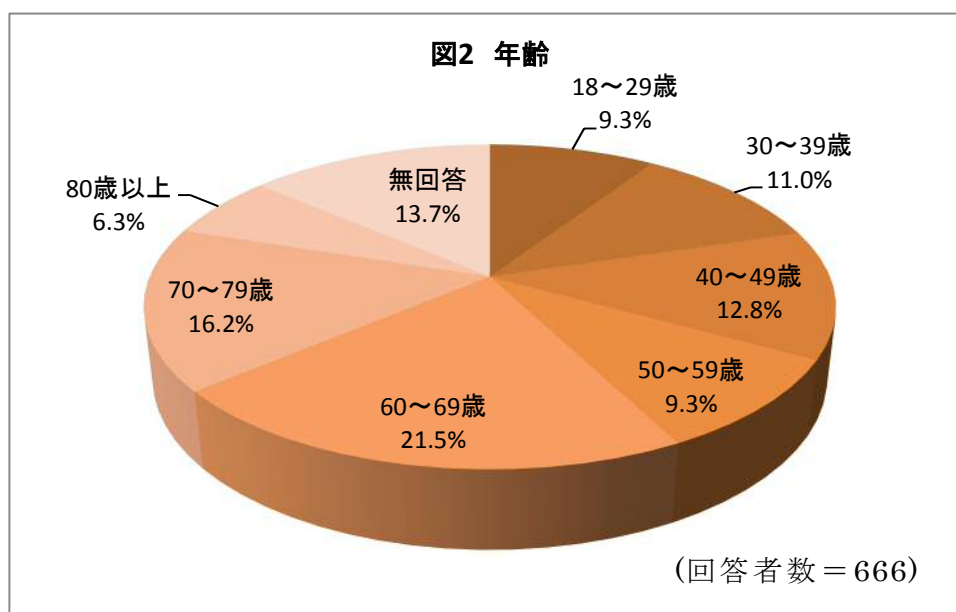
##### ① 性別

「女性」が44.4%で、「男性」が41.4%である。(図1)



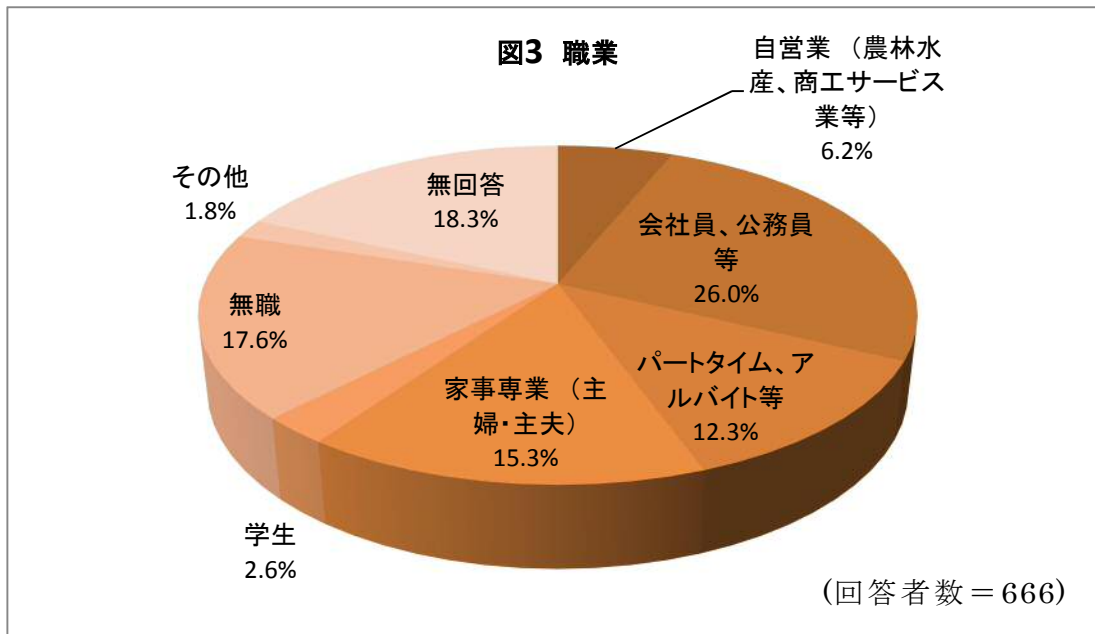
##### ② 年齢

「60～69歳」が21.5%で最も多く、「70～79歳」の16.2%と続く。(図2)



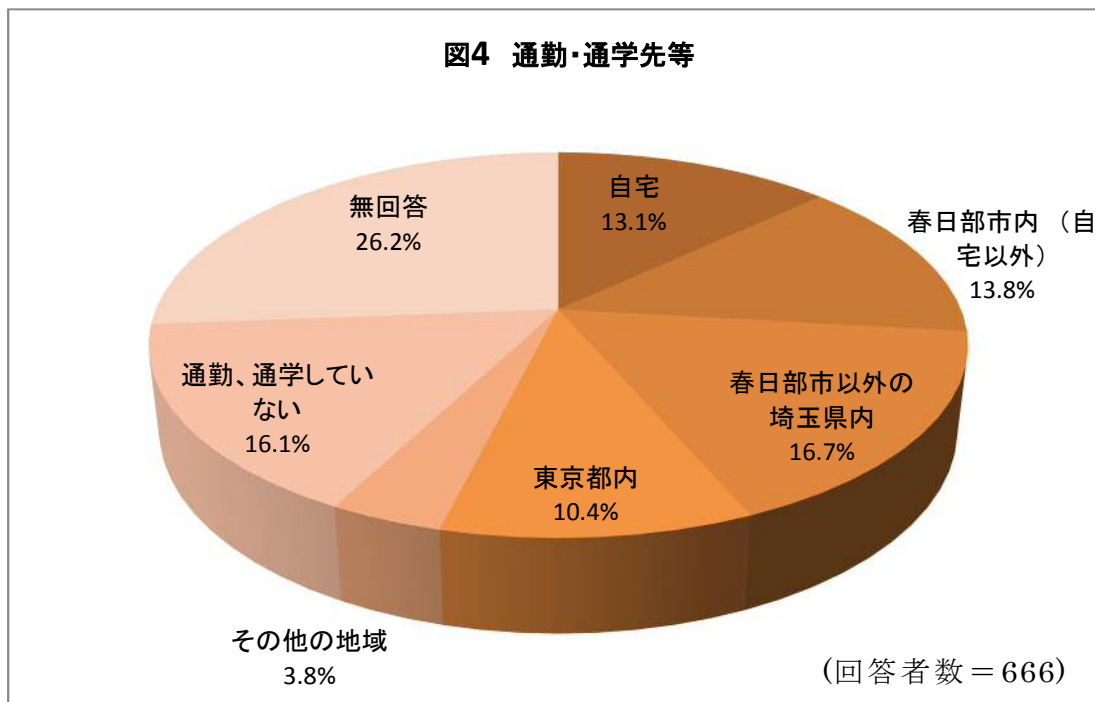
### ③ 職業

「会社員、公務員等」が 26.0%であり、「無職」の 17.6%と続く。(図 3)



### ④ 通勤・通学先・事業を営まれている場所

「春日部市以外の埼玉県内」が 16.7%であり、「通勤、通学していない」の 16.1%と続く。(図 4)

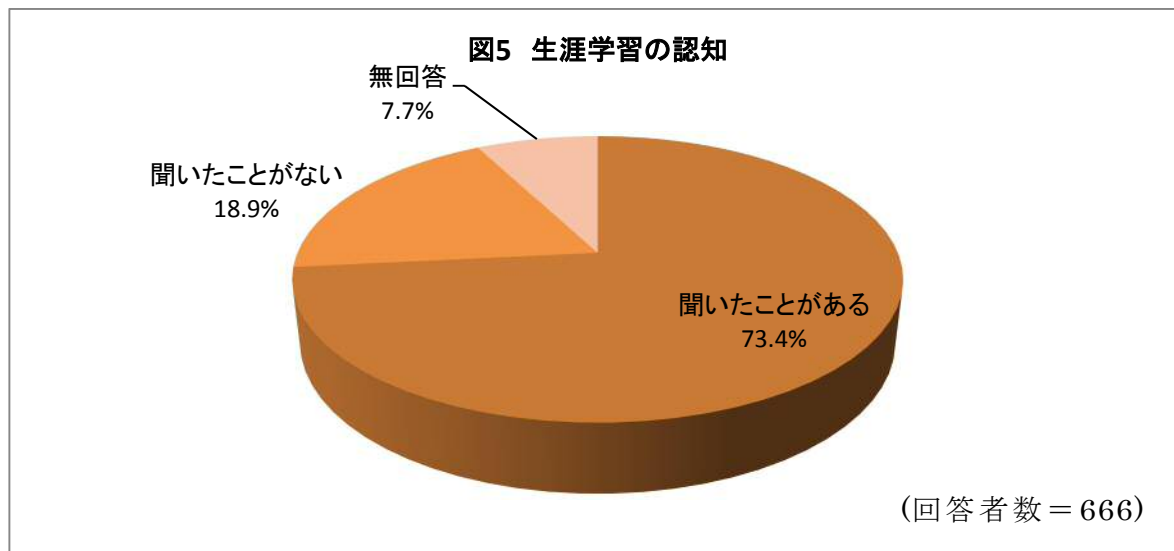




## ⑤ 生涯学習の認知

生涯学習という言葉「聞いたことがある」が73.4%で、「聞いたことがない」は18.9%である。(図5)

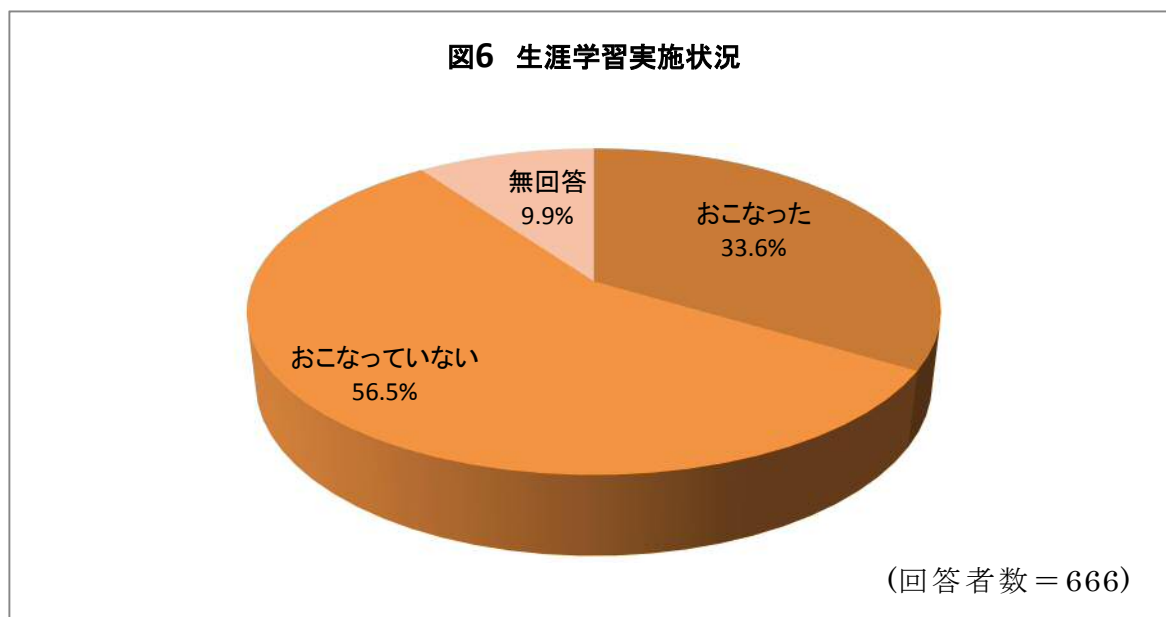
2002年度(平成14年度)に実施した前回調査と比較して、「聞いたことがある」の割合が12.4ポイント減少している。



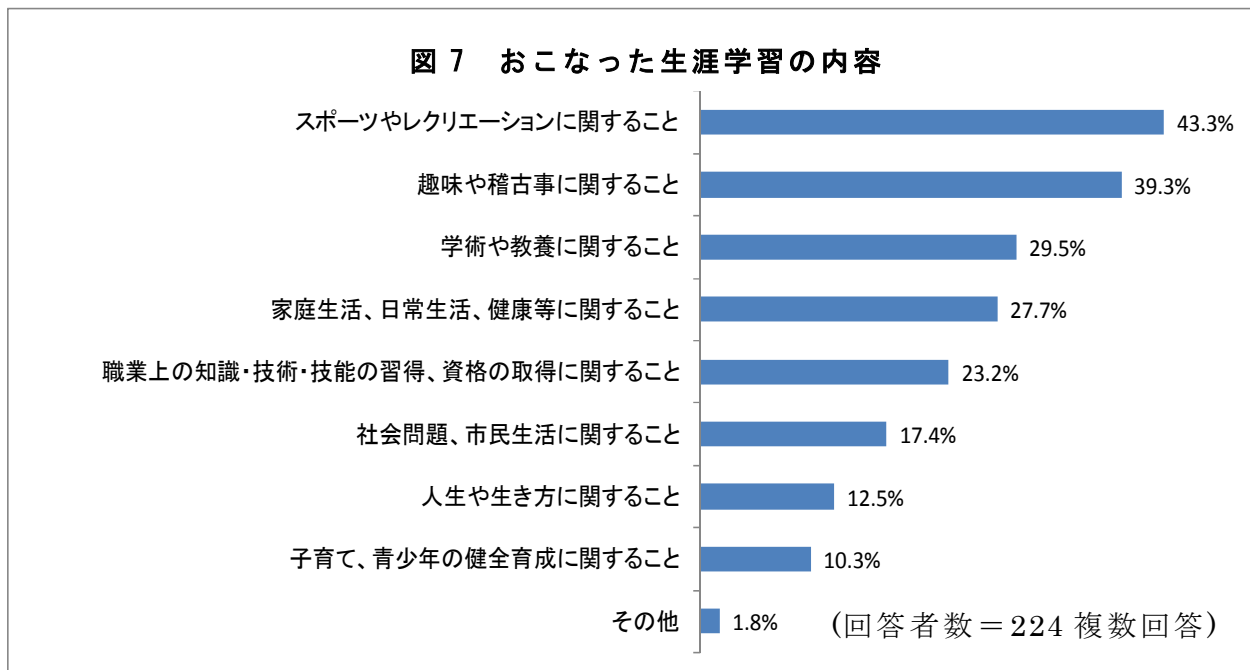
## ⑥ 生涯学習実施状況

この1年間に、生涯学習を「おこなった」が33.6%であり、「おこなっていない」は56.5%である。(図6)

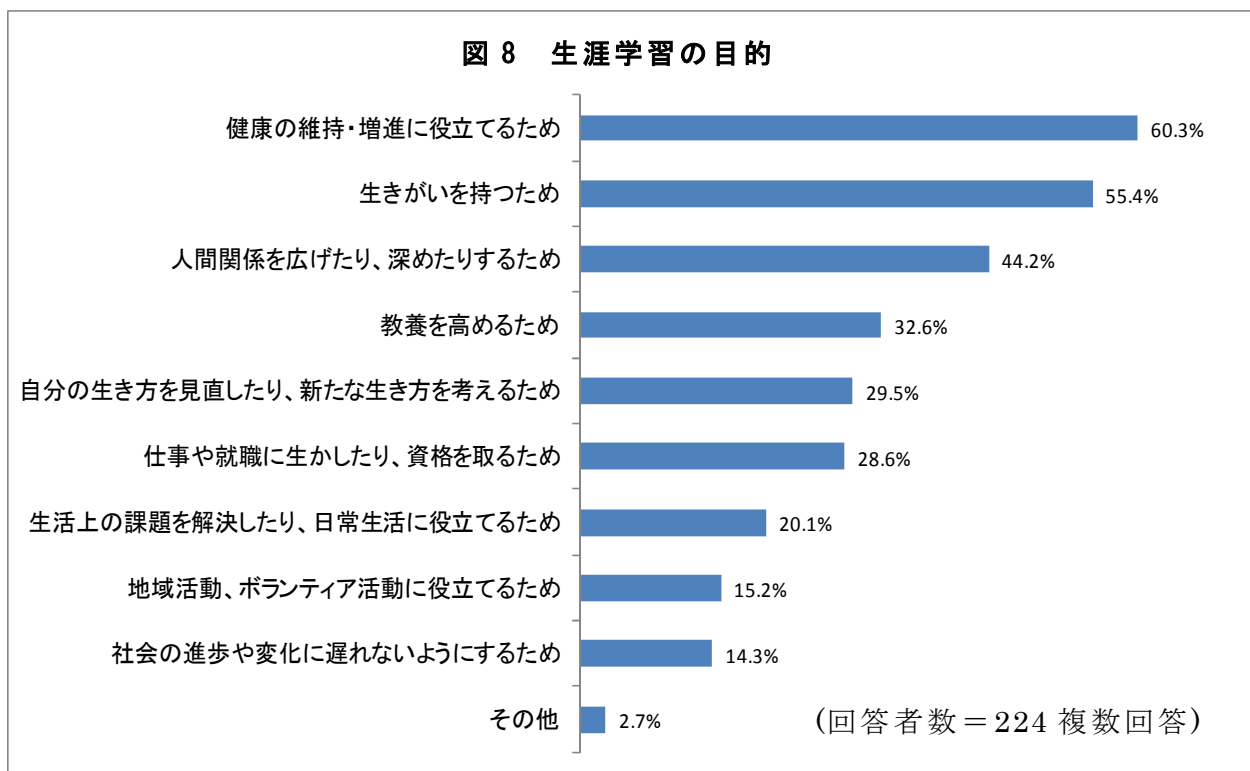
前回調査と比較して「おこなった」割合が、12.5ポイント減少している。



- ⑦ おこなった生涯学習の内容(図6で「おこなった」を選んだ方のみ回答)  
「スポーツやレクリエーションに関すること」が43.3%で最も多く、以下「趣味や稽古事に関すること」の39.3%と続く。(図7)

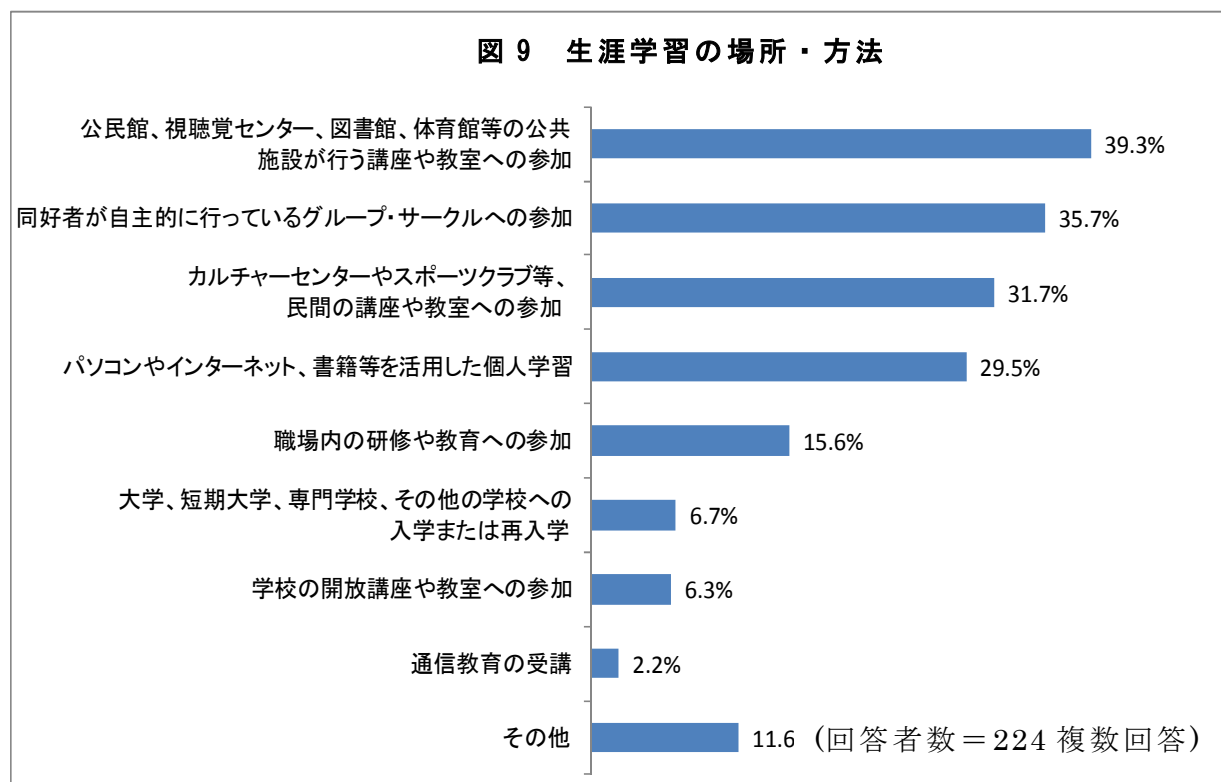


- ⑧ 生涯学習の目的(図6で「おこなった」を選んだ方のみ回答)  
「健康の維持・増進に役立てるため」が60.3%で最も多く、以下「生きがいを持つため」の55.4%と続く。(図8)



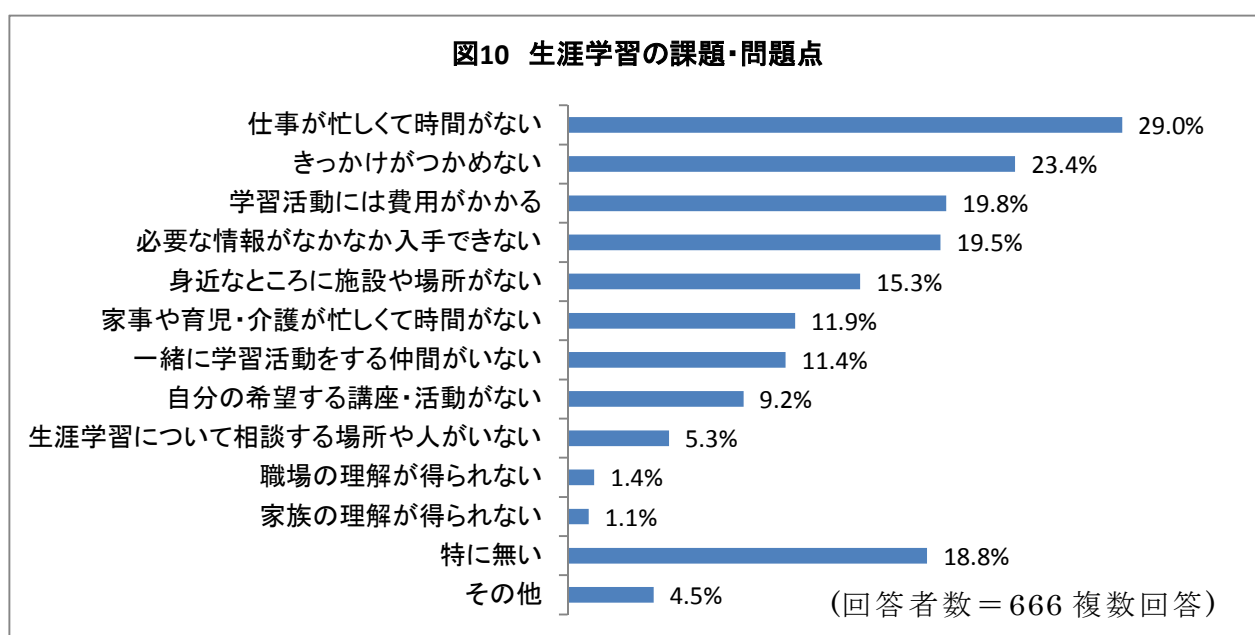
## ⑨ 生涯学習の場所・方法 (図6で「おこなった」を選んだ方のみ回答)

「公民館、視聴覚センター、図書館、体育館等の公共施設が行う講座や教室への参加」が39.3%で最も多く、以下「同好者が自主的に行っているグループ・サークルへの参加」の35.7%と続く。(図9)



## ⑩ 生涯学習の課題・問題点

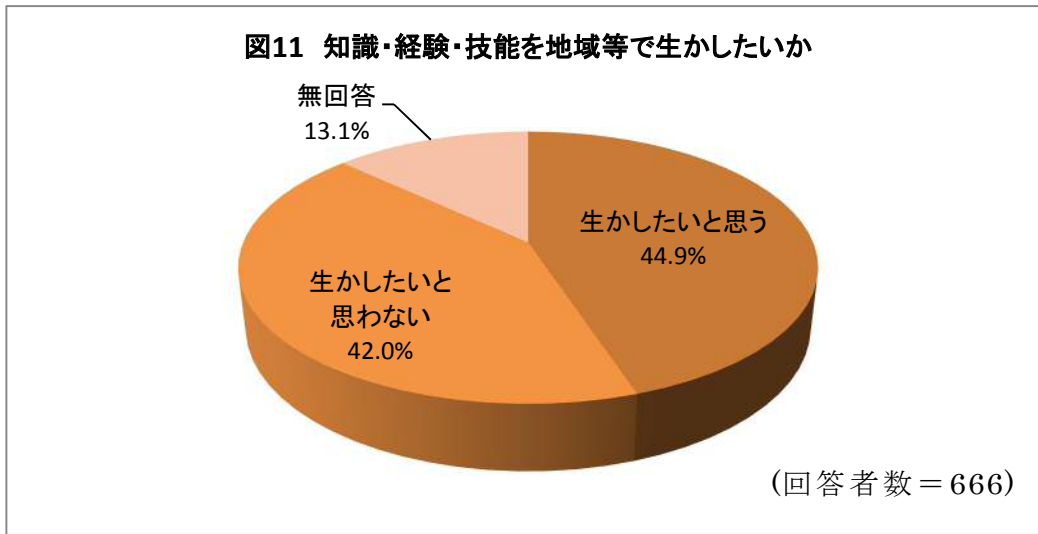
「仕事が忙しくて時間がない」が29.0%と最も多く、「きっかけがつかめない」の23.4%と続く。なお、「特に無い」が18.8%である。(図10)



⑪ 知識・経験・技能を、今後、地域等で生かしたいか

「生かしたいと思う」が 44.9%、「生かしたいと思わない」が 42.0%。

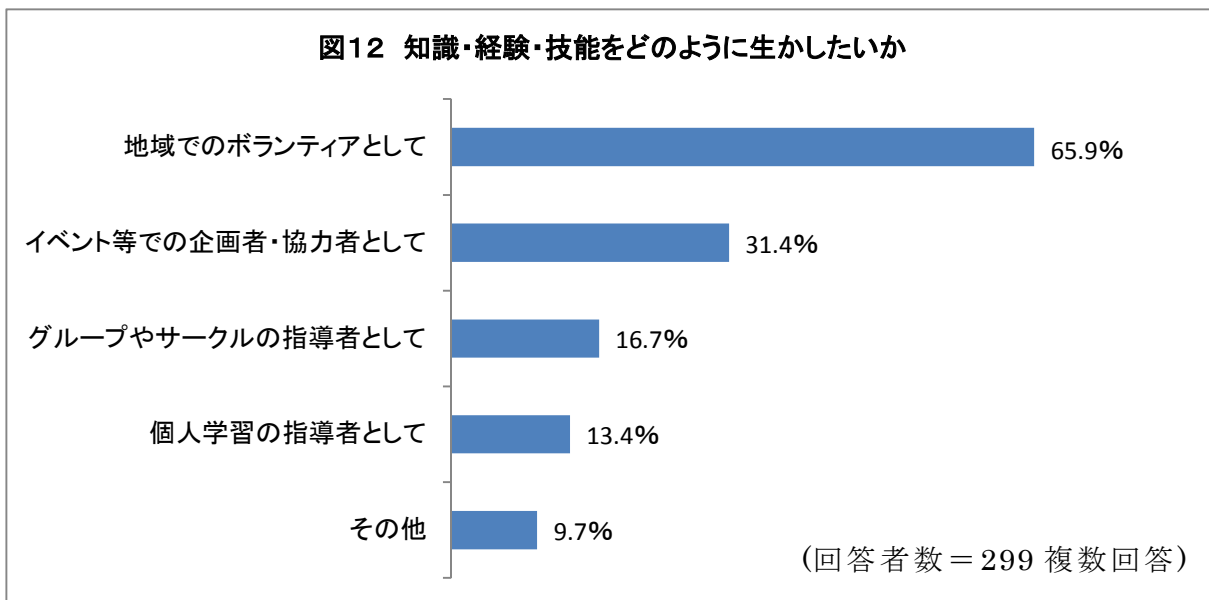
(図 11)



⑫ 知識・経験・技能をどのように生かしたいか

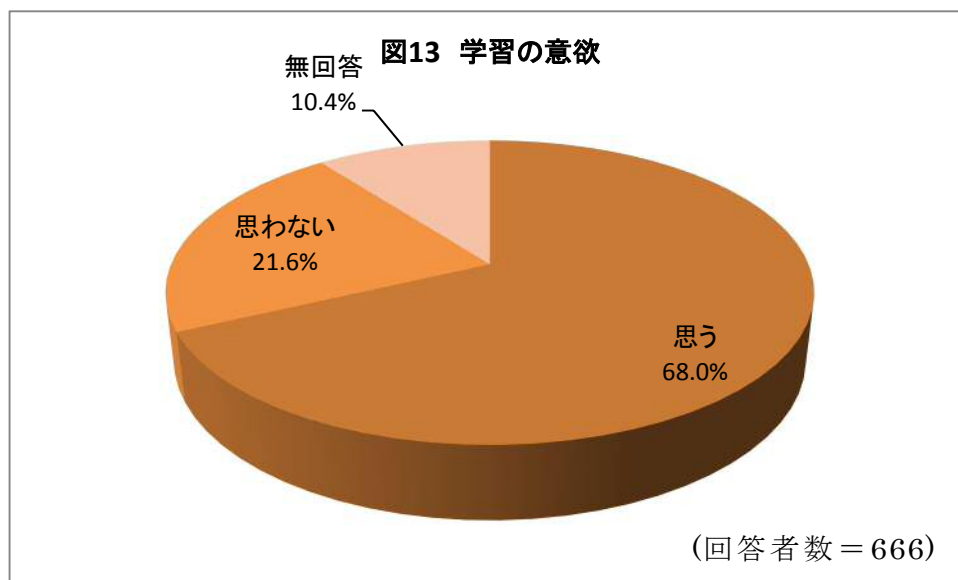
(図 11 で「生かしたいと思う」を選んだ方のみ回答)

「地域でのボランティアとして」が 65.9%と最も多く、「イベント等での企画者・協力者として」の 31.4%と続く。(図 12)



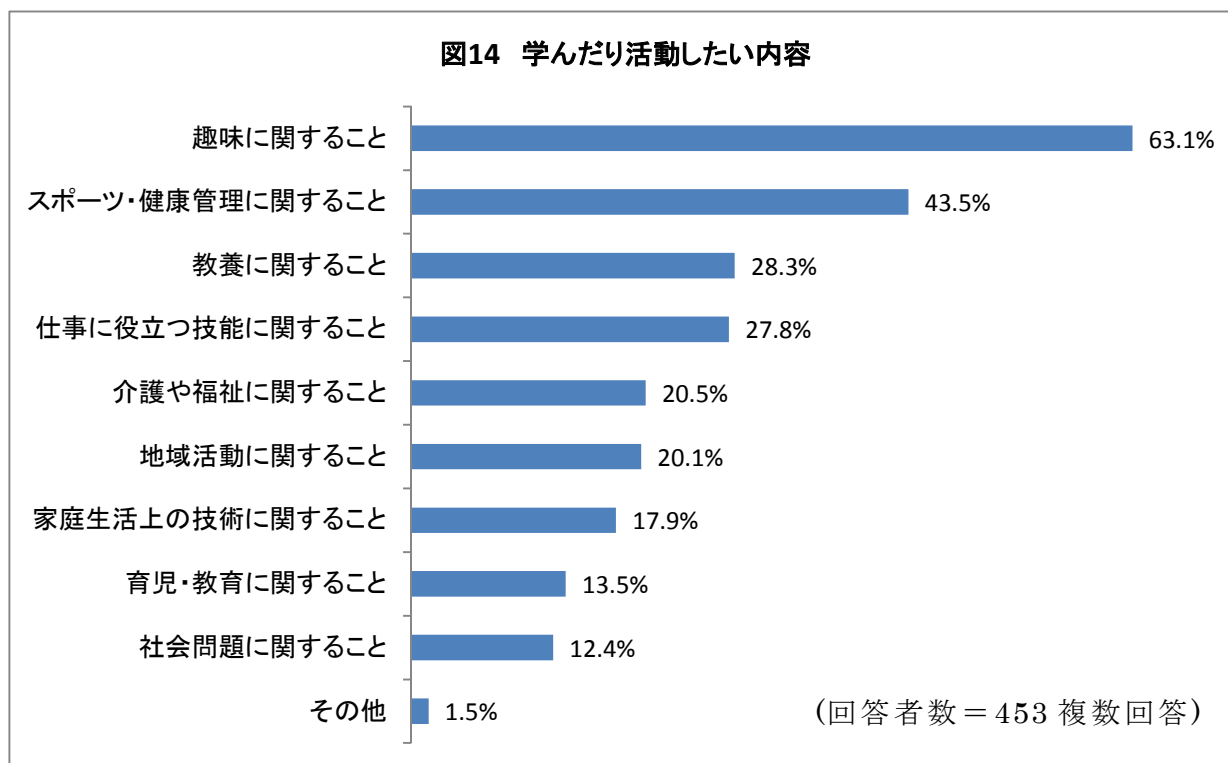
⑬ 今後何かを学んだり活動する意欲

してみたいと「思う」が68.0%、「思わない」が21.6%。(図13)  
 前回の調査では、「思う」が80.8%で、今回は12.8ポイント低下している。



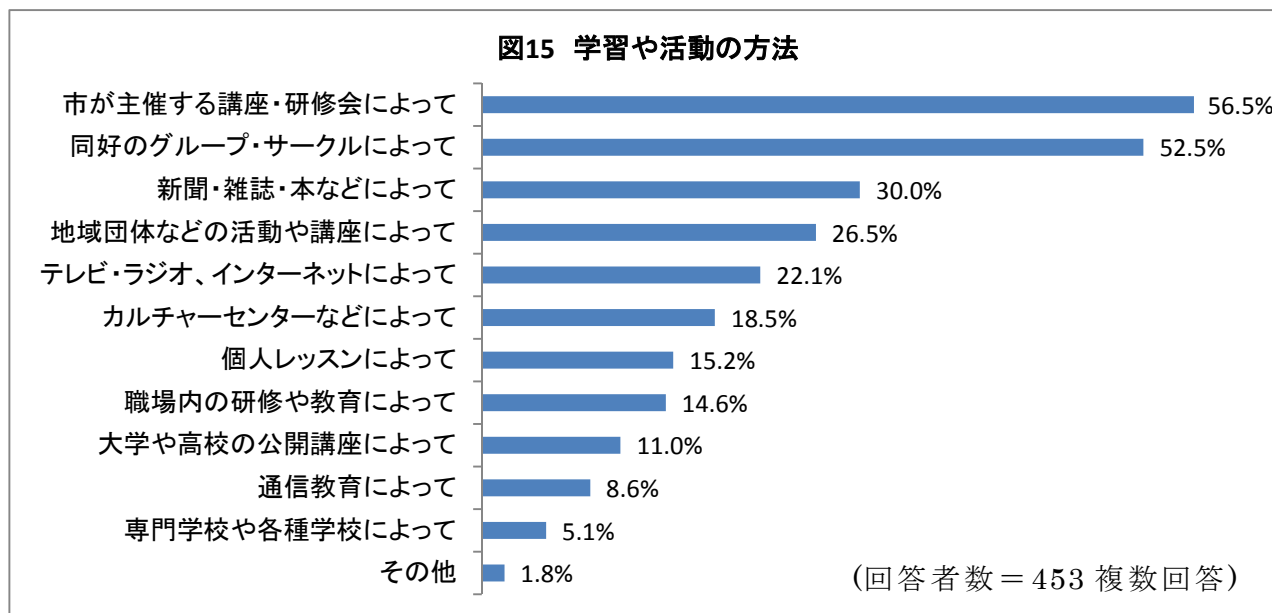
⑭ 学んだり活動したい内容 (図13で「思う」を選んだ方のみ回答)

「趣味に関すること」が63.1%と最も多く、「スポーツ・健康管理に関する  
 こと」の43.5%と続く。(図14)



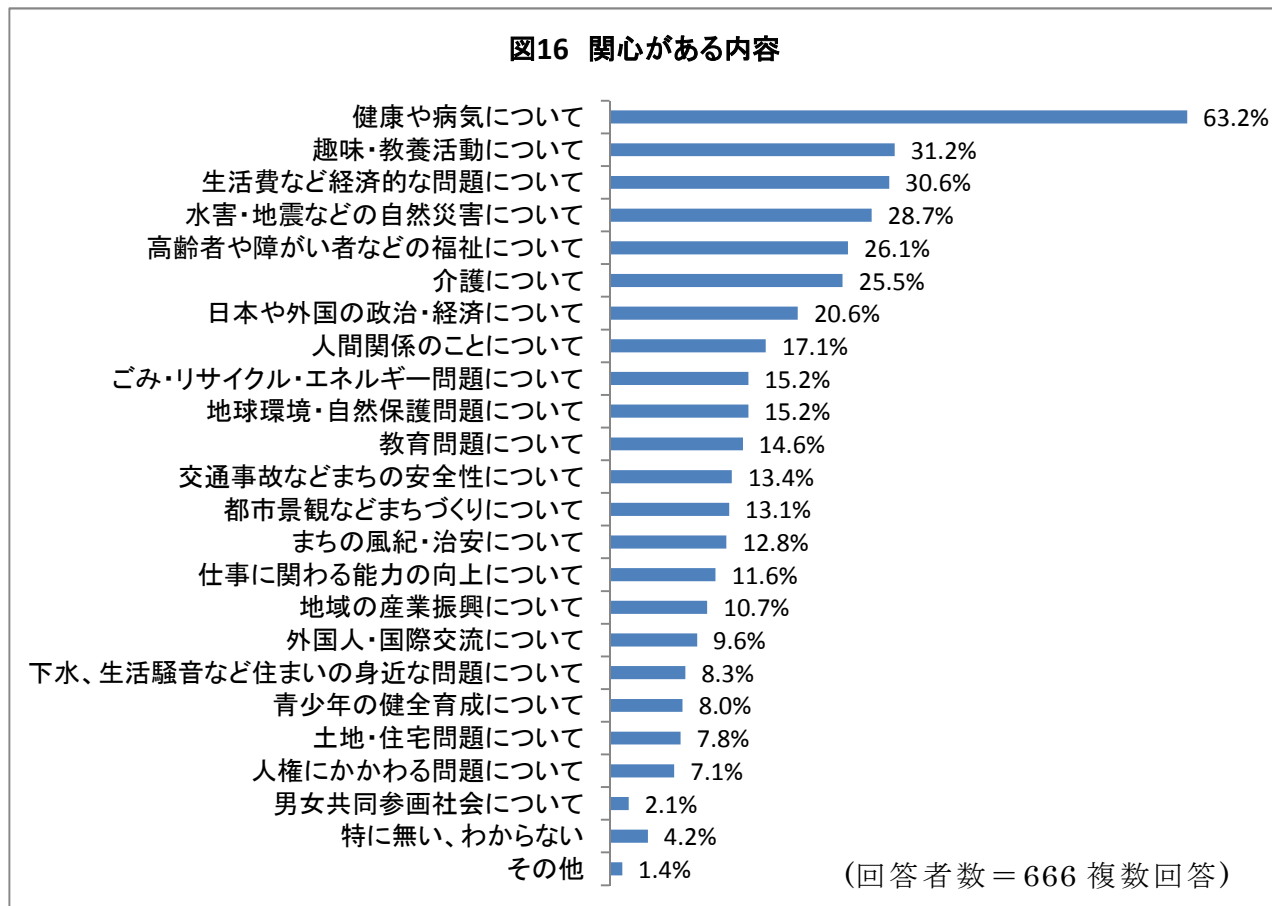
⑮ おこないたい学習や活動の方法 (図 13 で「思う」を選んだ方のみ回答)

「市が主催する講座・研修会によって」が 56.5%と最も多く、「同好のグループ・サークルによって」の 52.5%と続く。(図 15)



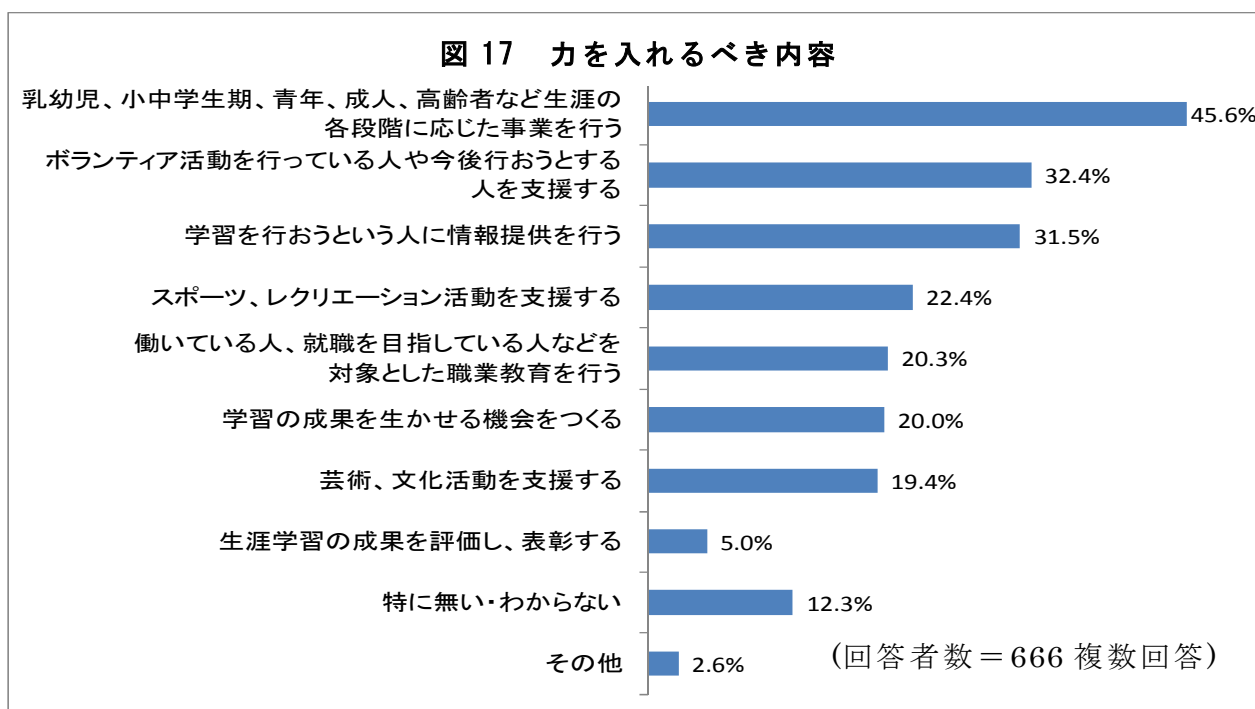
⑯ 社会問題や身近な出来事で関心がある内容

「健康や病気について」が 63.2%と他を大きく引き離して最も多く、「趣味・教養活動について」の 31.2%と続く。(図 16)



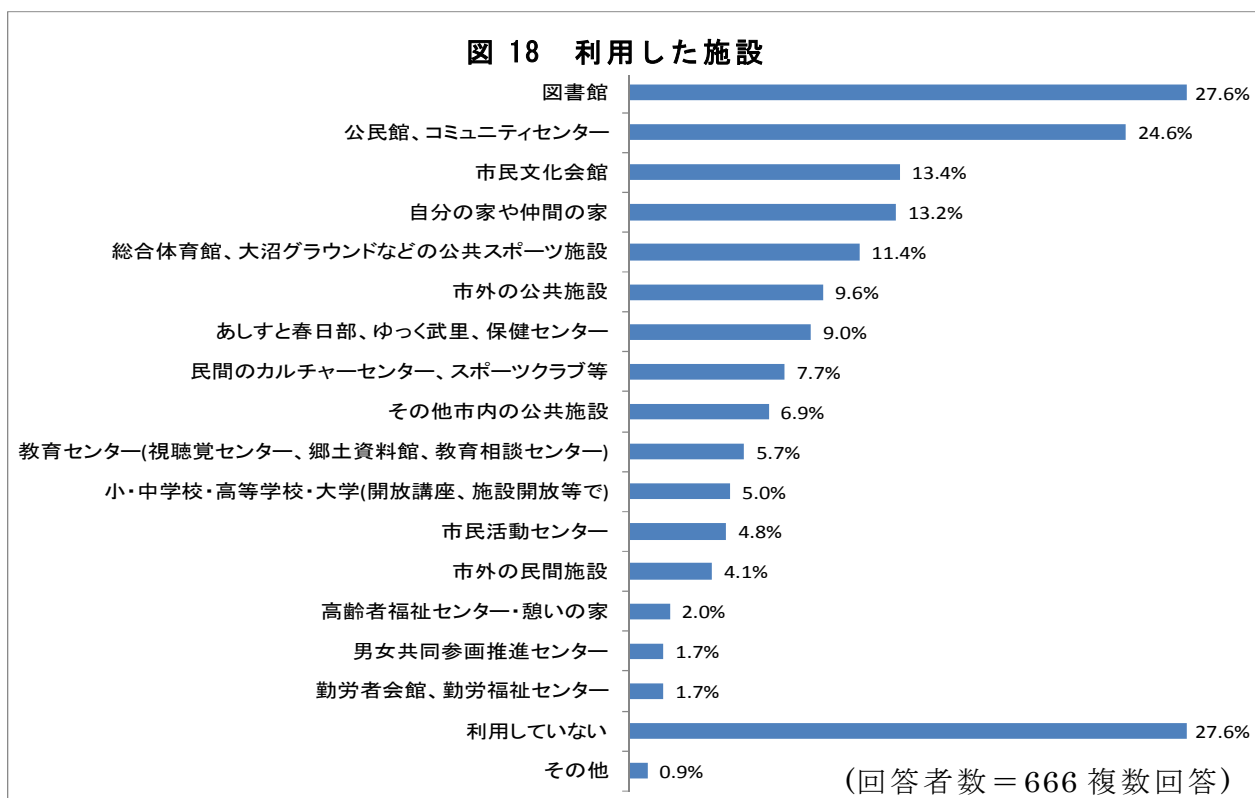
⑰ 市が生涯学習について力を入れるべき内容

「乳幼児、小中学生期、青年、成人、高齢者など生涯の各段階に応じた事業を行う」が 45.6%と最も多く、「ボランティア活動を行っている人や今後行おうとする人を支援する」の 32.4%と続く。(図 17)



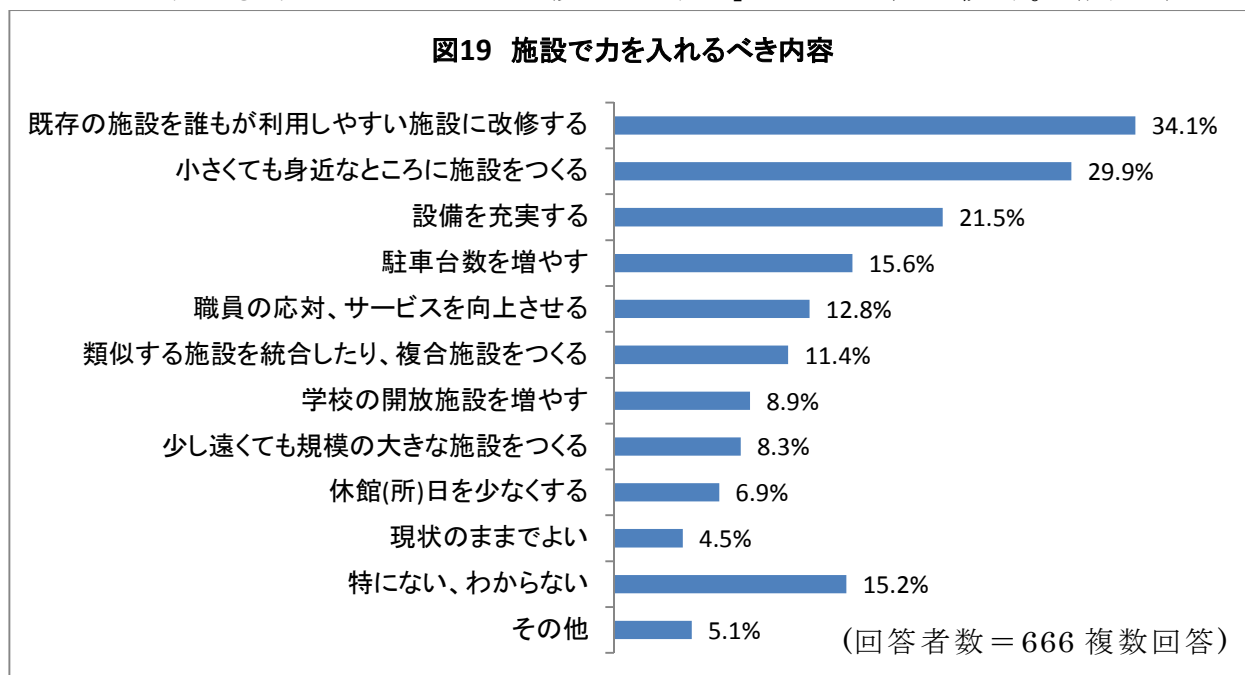
⑱ この 1 年間で利用した施設

「図書館」が 27.6%と最も多く、「公民館、コミュニティセンター」の 24.6%と続く。一方で「利用していない」も 27.6%である。(図 18)



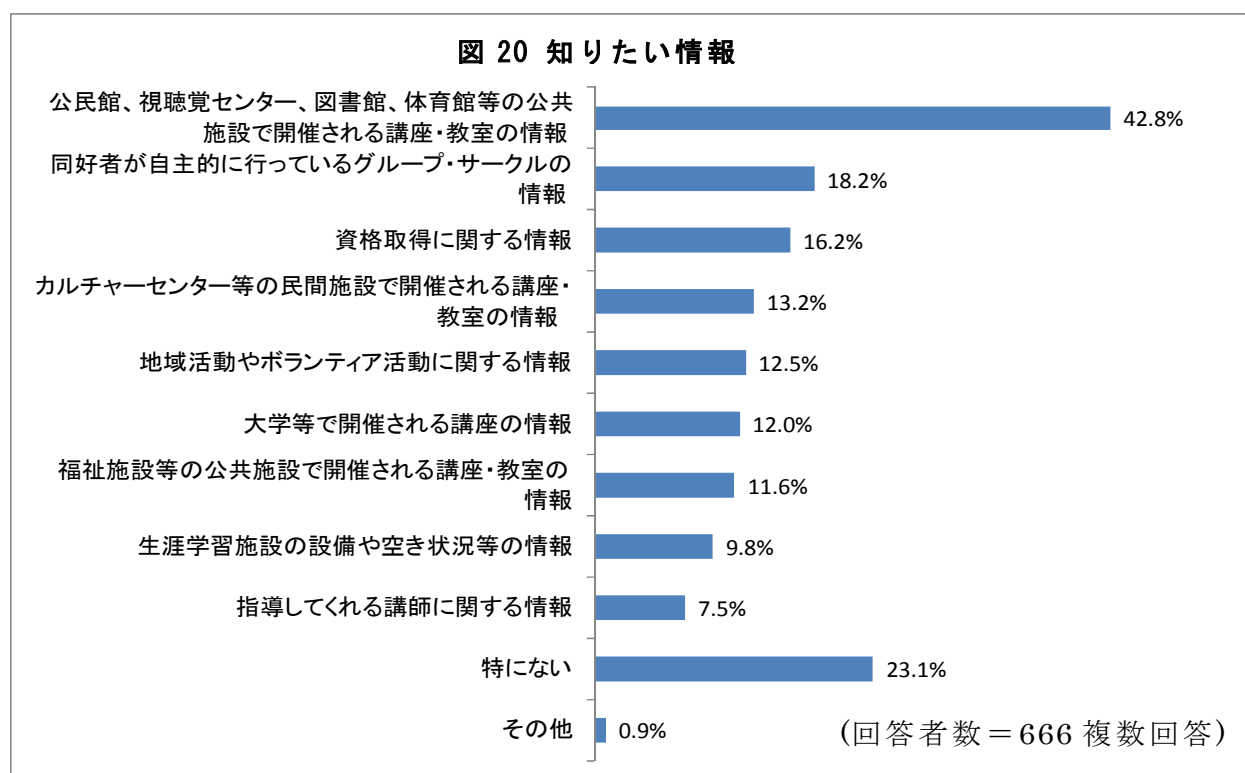
⑱ 市が施設で力を入れるべき内容

「既存の施設を誰もが利用しやすい施設に改修する」が 34.1%と最も多く、「小さくても身近なところに施設をつくる」の 29.9%と続く。(図 19)



⑳ 生涯学習に関して知りたい情報

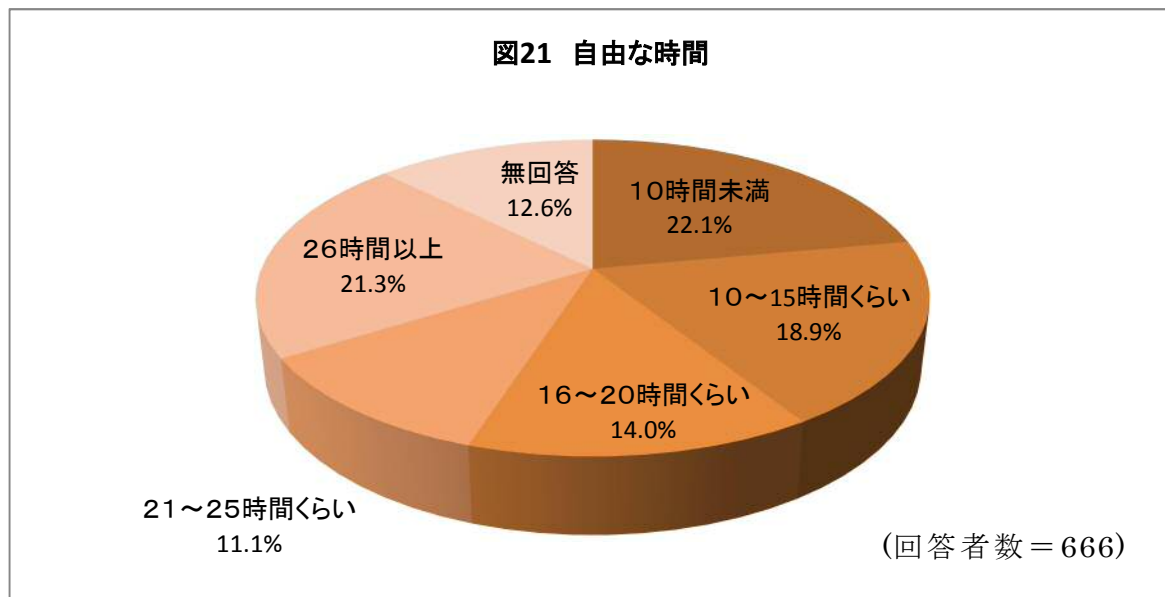
「公民館、視聴覚センター、図書館、体育館等の公共施設で開催される講座・教室の情報」が 42.8%と他を大きく引き離し最も多く、「同好者が自主的に行っているグループ・サークルの情報」の 18.2%と続く。(図 20)





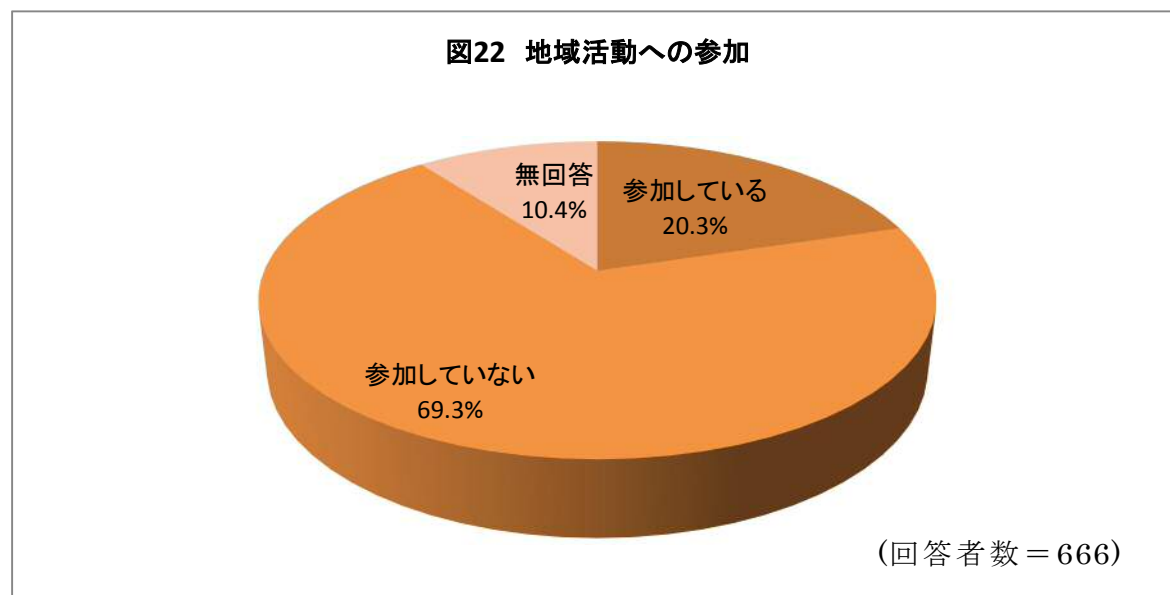
⑳ 1週間の自由な時間

自由時間は「10時間未満」が22.1%と最も多く、一方で「26時間以上」が21.3%とほぼ同じ割合である。(図21)



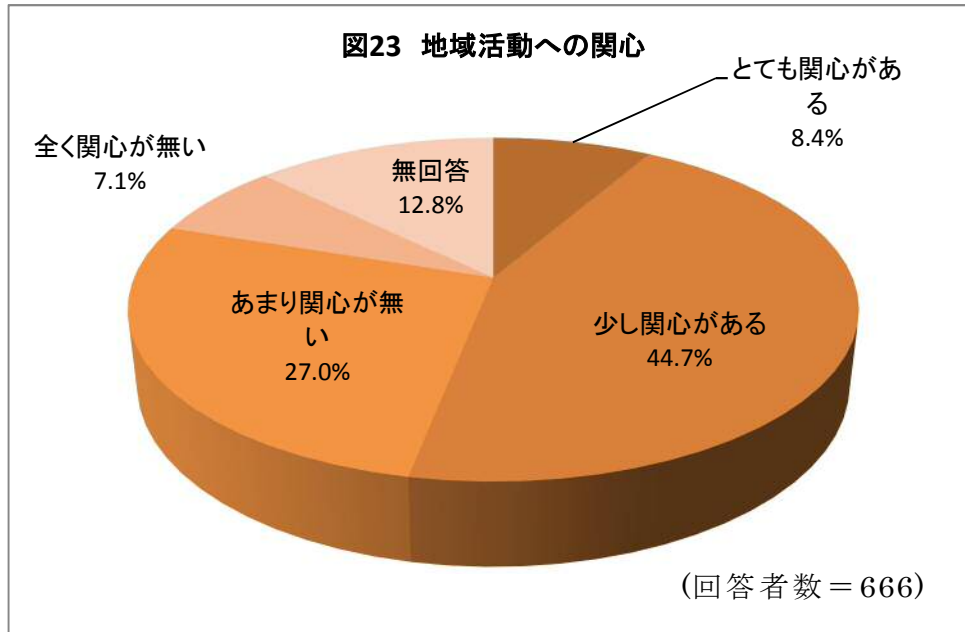
㉑ 自治会・ボランティア活動への参加状況

「参加していない」が69.3%であり、「参加している」が20.3%である。(図22)



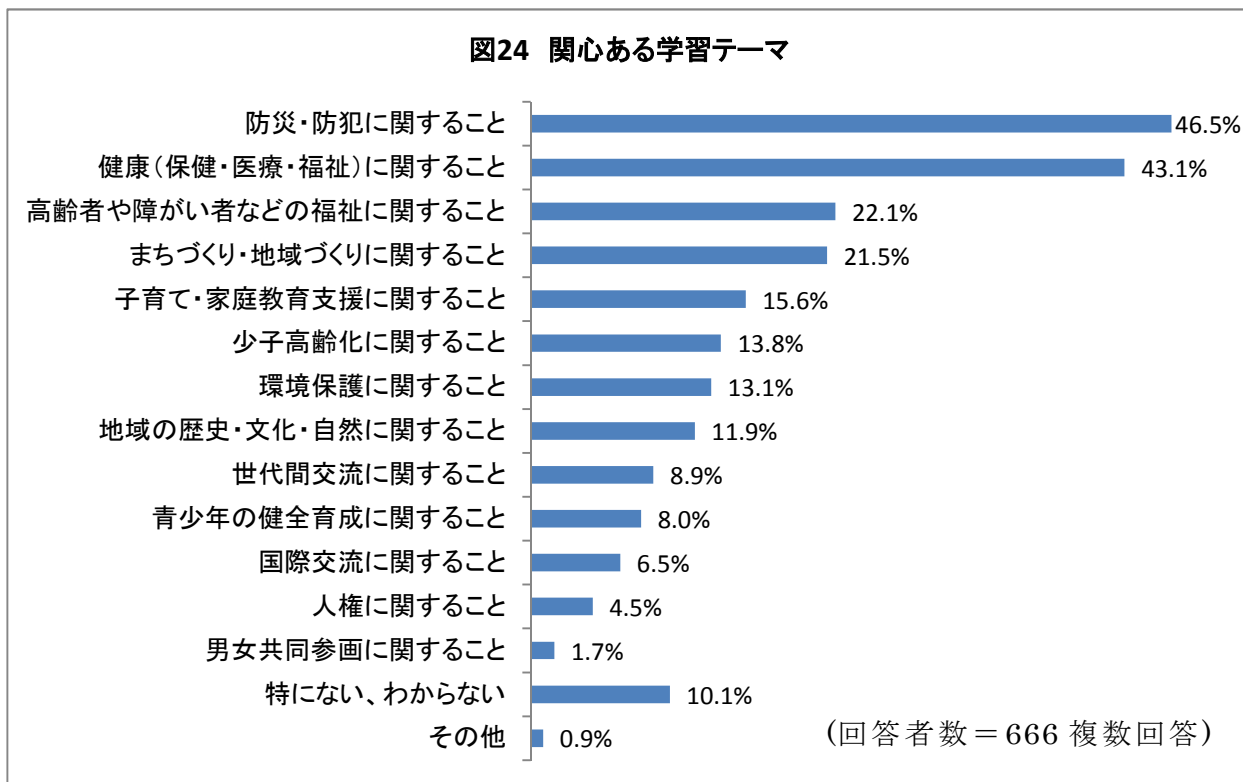
### ②③ 地域活動への関心

「少し関心がある」が44.7%で最も多く、「とても関心がある」の8.4%と合計すると53.1%であり、過半数の方に関心がある。(図23)



### ②④ 地域で学ぶ関心のあるテーマ

「防災・防犯に関すること」が46.5%で最も多く、「健康（保健・医療・福祉）に関すること」の43.1%と続く。(図24)



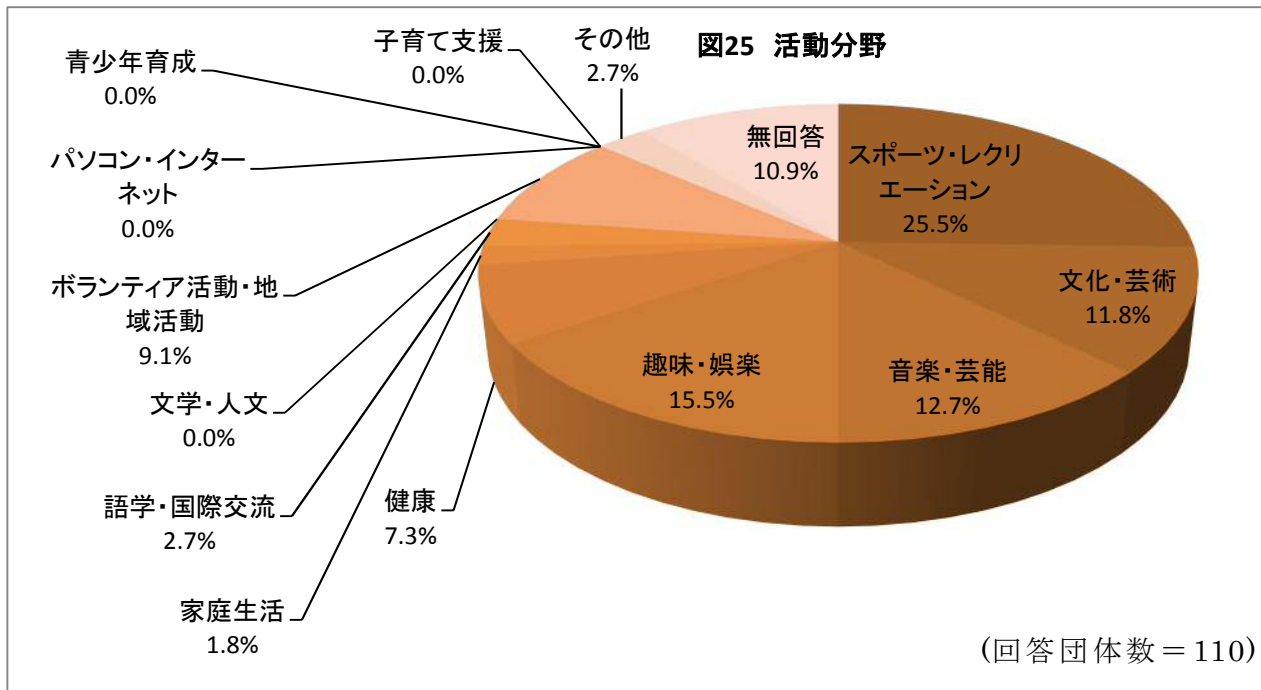
### ■ 市民向け意識調査の結果からみられる課題等

- **生涯学習の認知**(図 5)において、「生涯学習という言葉聞いたことがある」が 73.4%であり、前回調査と比較すると 12.4 ポイント減少している。今後の生涯学習の推進において、認知度を高めるための取組が必要である。
- **生涯学習実施状況**(図 6)において、「この 1 年間に生涯学習をおこなった」が 33.6%であり、前回調査と比較すると 12.5 ポイント減少している。  
生涯学習の認知度も低下していることから、おこなった学習や行動が、生涯学習であると認識していない場合も考えられるが、「生涯学習をおこなう人」を増やすための取組が必要である。
- **生涯学習の課題・問題点**(図 10)において、「仕事が忙しくて時間がない」が 29.0%、「きっかけがつかめない」が 23.4%で多いことから、短時間でも学べる取組や、初心者向けの取組などの工夫が課題である。
- **知識・経験・技能を地域等で生かしたいか**(図 11)において、「生かしたいと思う」が 44.9%、「生かしたいと思わない」が 42.0%でほぼ同じ割合である。今後、生かしたいと思う人が増えるよう、生かすための取組の充実が必要である。
- **今後何かを学んだり活動する意欲**(図 13)において、「してみたいと思う」が 68.0%であるが、前回調査と比較すると 12.8 ポイント低下しているため、今後意欲が高まるような取組が必要である。
- **学んだり活動したい内容**(図 14)において、「趣味に関すること」が 63.1%と最も多くなっており、また**社会問題や身近な出来事に関心のある内容**(図 16)においては、「健康や病気について」が 63.2%と他を引き離し最も多くなっている。  
市民のニーズに対応するとともに、今後必要となる課題についても学習機会の提供は必要であると考えられる。
- **おこないたい学習や活動の方法**(図 15)において、「市が主催する講座・研修会によって」が 56.5%であり最も多いことから、今後も公民館等の市が主催する事業は必要であると考えられる。
- **市が生涯学習について力を入れるべき内容**(図 17)において、「生涯の各段階に応じた事業を行う」が 45.6%と最も多く、次いで「ボランティア活動を行っている人や今後行おうとする人を支援する」の 32.4%である。  
今後の生涯学習の推進において、様々な側面から市民の学習活動を支援する取組が必要である。
- **生涯学習に関して知りたい情報**(図 20)において、「公共施設で開催される講座・教室の情報」が 42.8%で他を引き離して最も多いことから、今後も広報活動の充実が必要である。また、他の情報を希望する回答も一定数あることから、広い範囲の情報提供も課題である。
- **地域で学ぶ関心のあるテーマ**(図 24)において、「防災・防犯に関すること」が 46.5%と最も多く、市民のニーズに応える事業実施が望まれる。

■ 団体向け意識調査結果(主な項目)

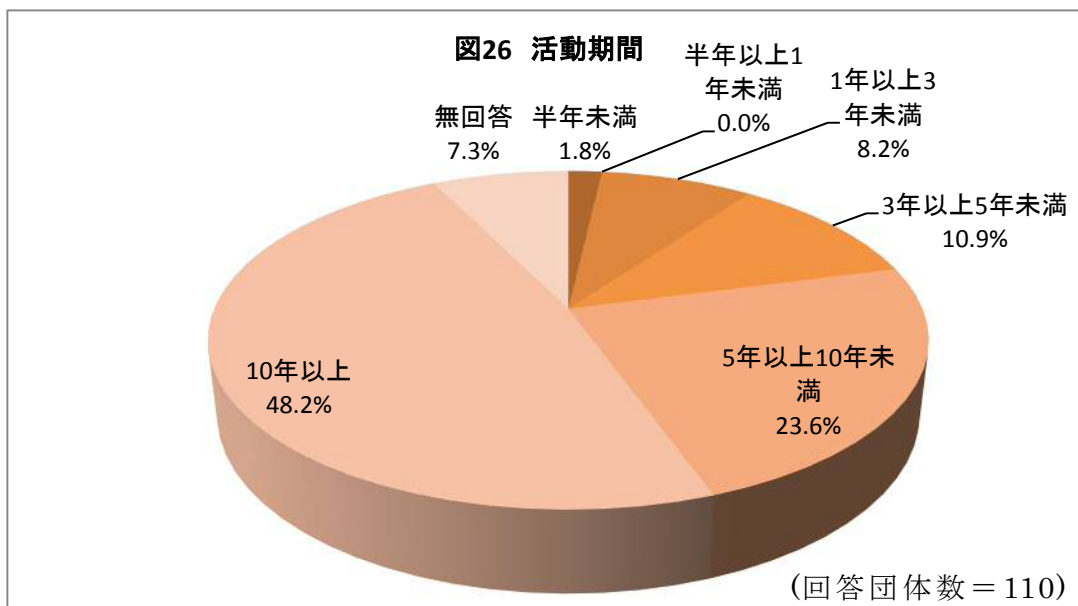
① 団体の活動分野

「スポーツ・レクリエーション」が 25.5% で最も多く、「趣味・娯楽」の 15.5% と続く。(図 25)



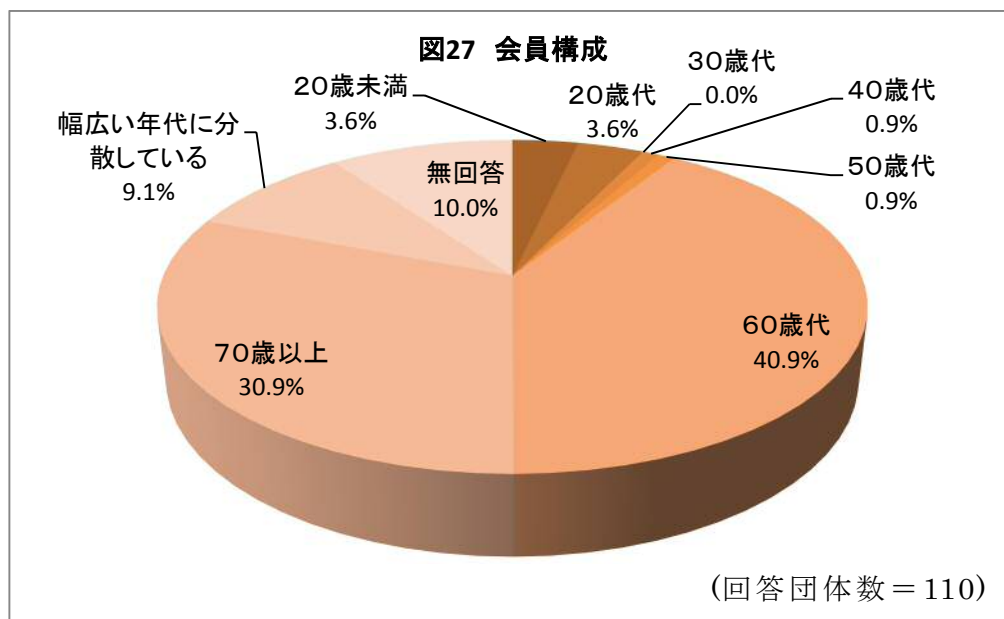
② 活動期間

「10年以上」が 48.2% で最も多く、「5年以上10年未満」の 23.6% と続く。(図 26)



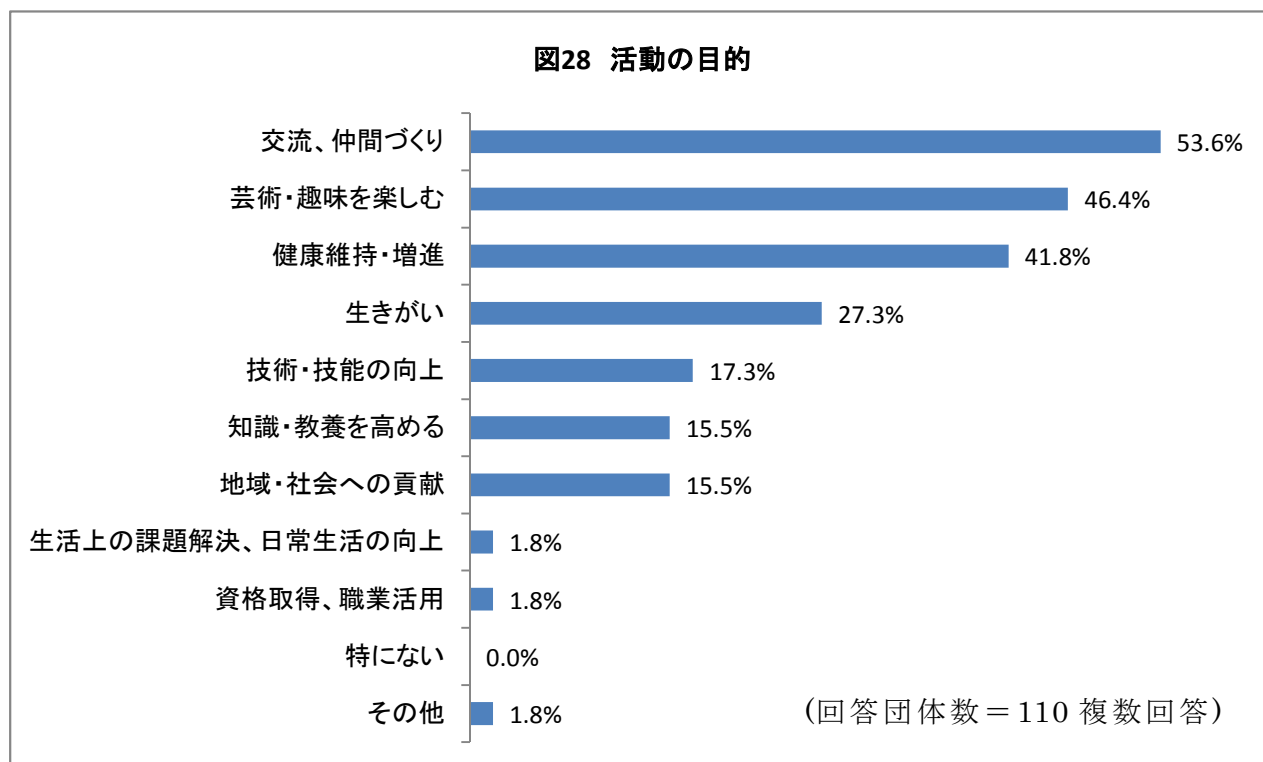
③ 会員の年代構成

「60歳代」が40.9%で最も多く、「70歳以上」の30.9%と続く。(図27)



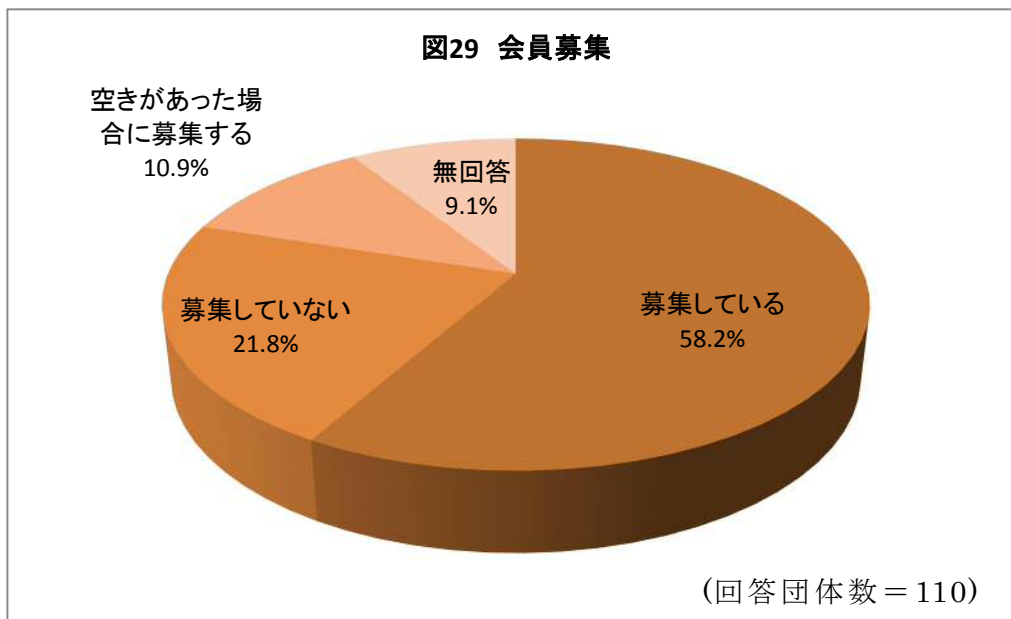
④ 団体の活動目的

「交流、仲間づくり」が53.6%で最も多く、「芸術・趣味を楽しむ」の46.4%と続く。(図28)



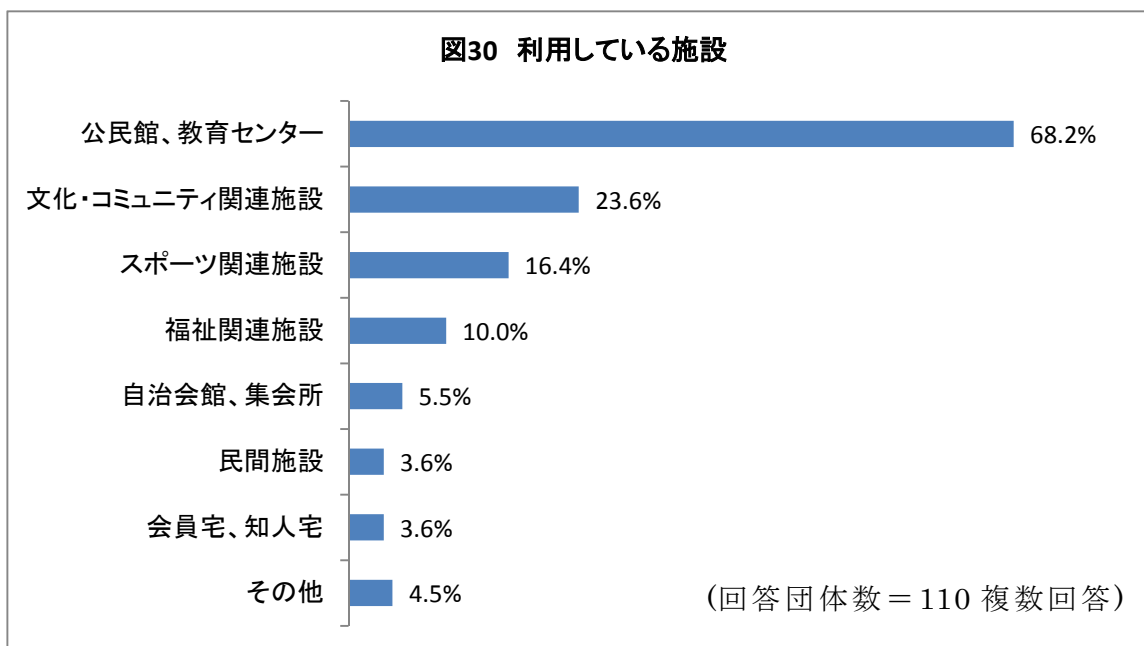
### ⑤ 新たな会員の募集

「募集している」が 58.2%で、「募集していない」の 21.8%と続く。(図 29)



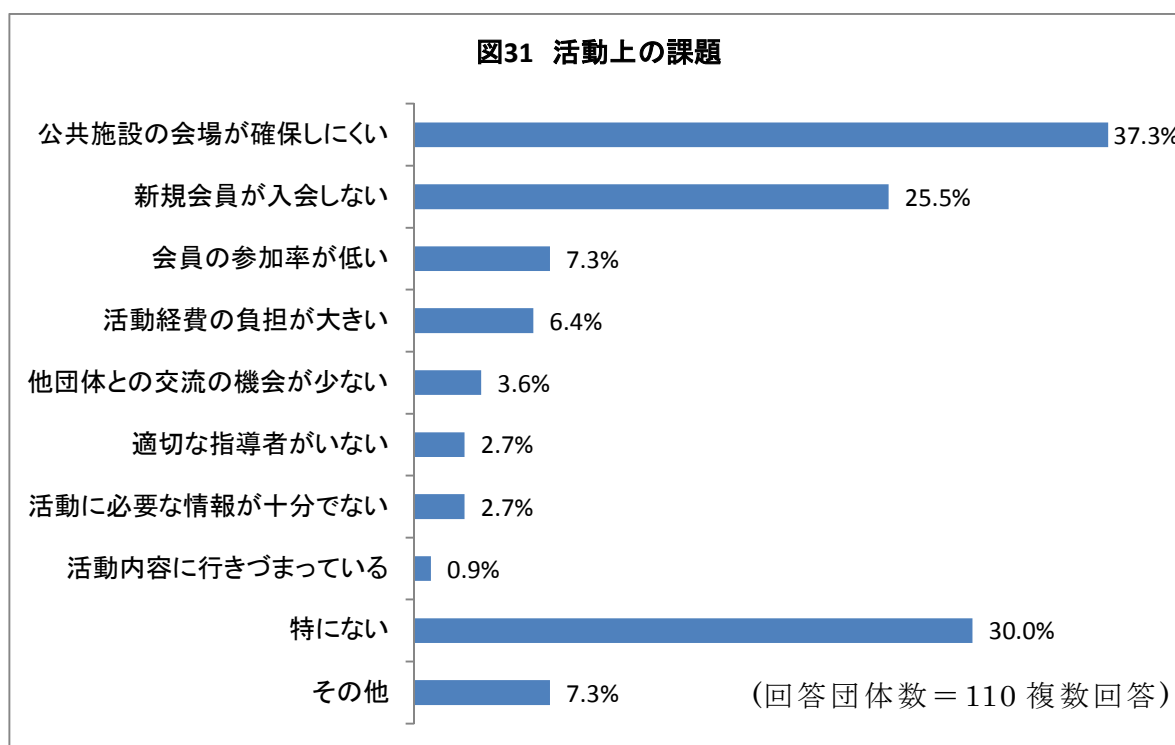
### ⑥ 活動の場として利用している施設

「公民館、教育センター」が 68.2%で最も多く、「文化・コミュニティ関連施設」の 23.6%と続く。(図 30)



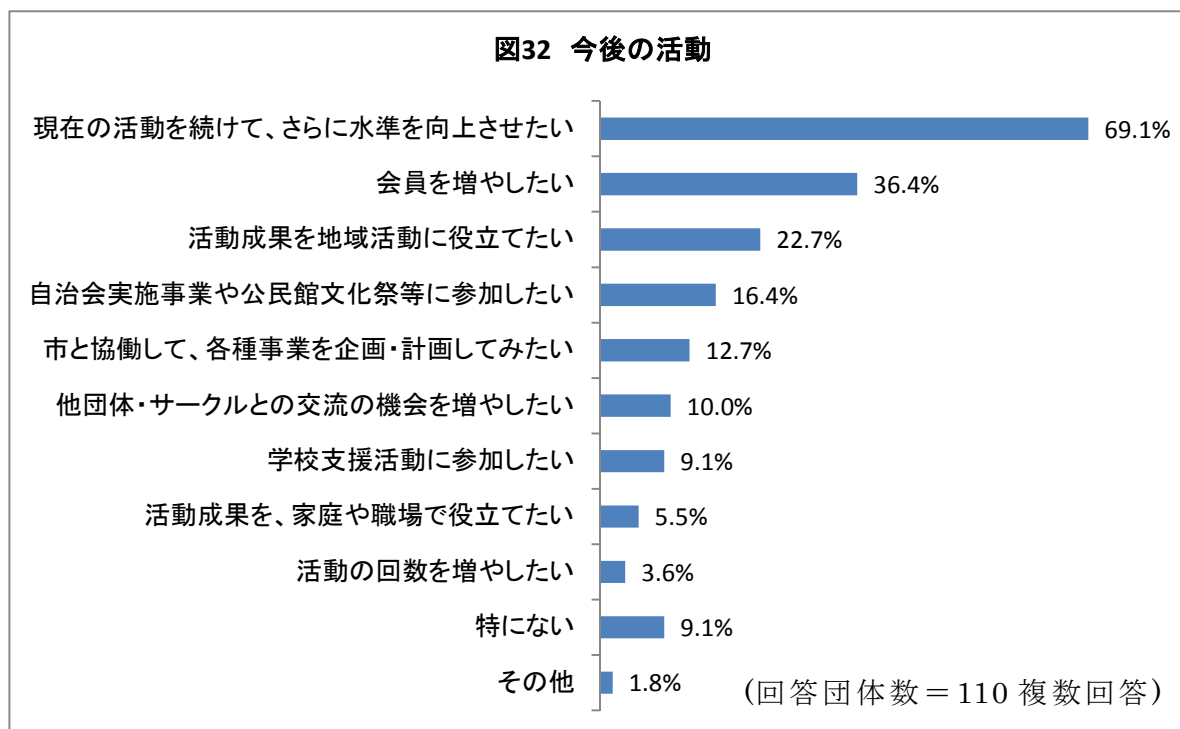
## ⑦ 活動を行う上での課題

「公共施設の会場が確保しにくい」が 37.3%で最も多く、「新規会員が入会しない」の 25.5%と続く。一方で「特にない」が 30.0%である。(図 31)



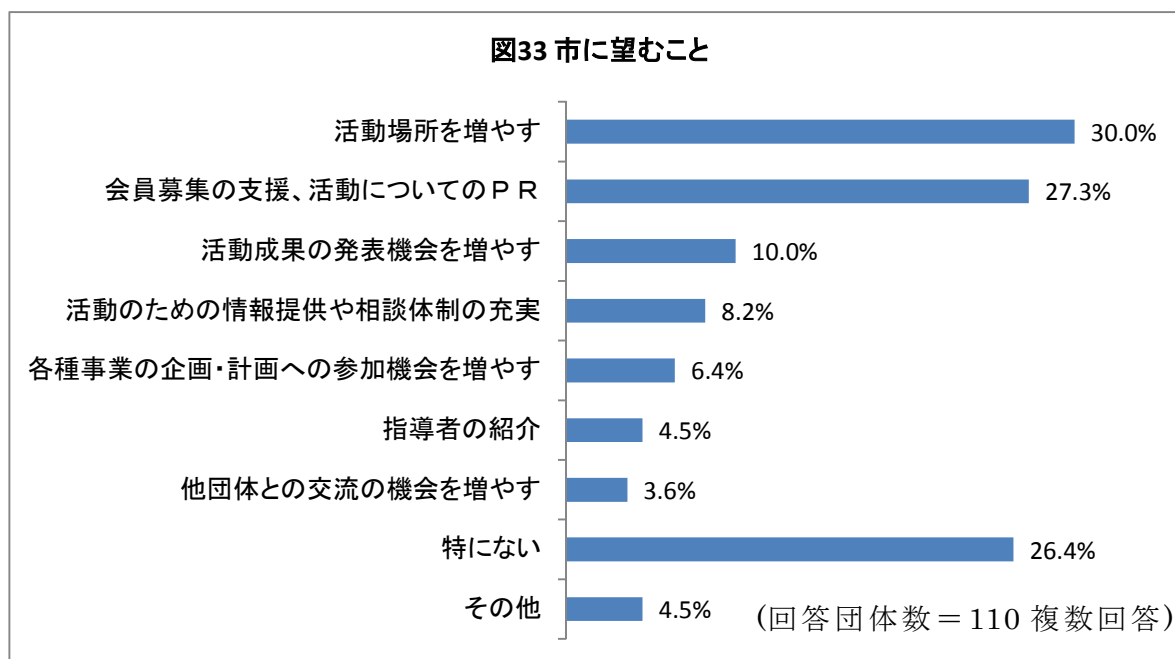
## ⑧ 今後の活動をどのように進めたいか

「現在の活動を続けて、さらに水準を向上させたい」が 69.1%で最も多く、「会員を増やしたい」の 36.4%と続く。(図 32)



### ⑨ 活動を続ける上で市に望むこと

「活動場所を増やす」が 30.0%で最も多く、「会員募集の支援、活動についてのPR」の 27.3%と続く。(図 33)



#### ■ 団体向け意識調査の結果からみられる課題等

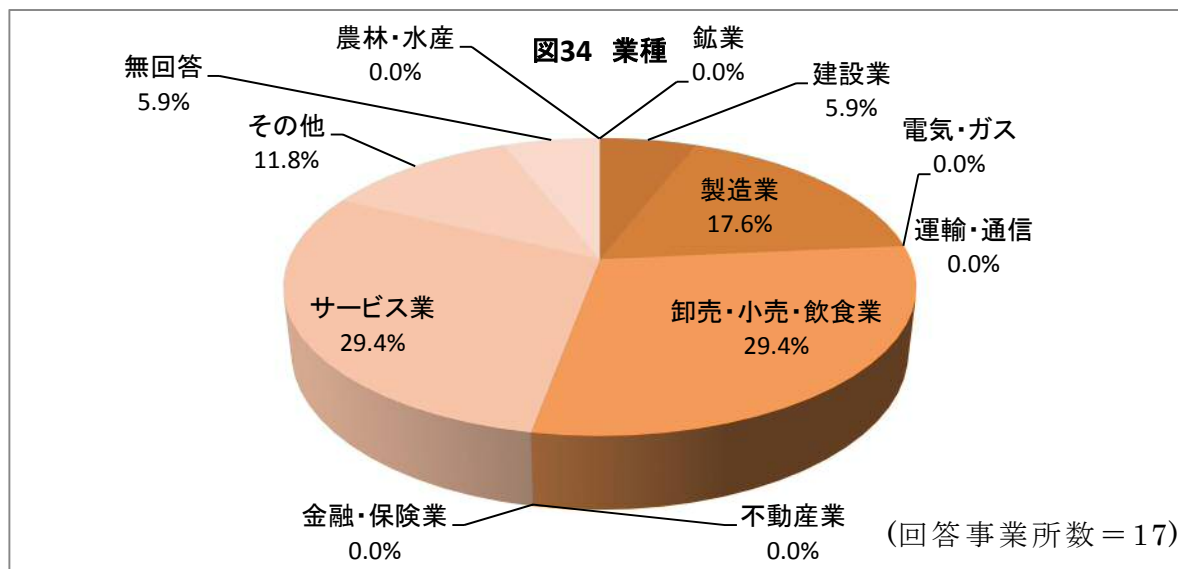
- 会員の年代構成(図 27)において、「60歳代」が 40.9%、「70歳以上」が 30.9%であり、高齢化の傾向がみられる。
- 新たな会員の募集(図 29)において、「募集している」が 58.2%であるが、活動を行う上での課題(図 31)では、「新規会員が入会しない」が 25.5%であり会員募集等の支援が必要であると考えられる。
- 活動を行う上での課題(図 31)において、「公共施設の会場が確保しにくい」が 37.3%であるが、比較的空いている時間帯や部屋もあることから、効率的な利用が望まれる。
- 活動を続ける上で市に望むこと(図 33)において、「活動場所を増やす」が 30.0%、「会員募集の支援、活動についてのPR」27.3%、「活動成果の発表機会を増やす」10.0%と続き、可能なところからの支援を行っていく必要がある。



■ 事業所向け意識調査結果(主な項目)

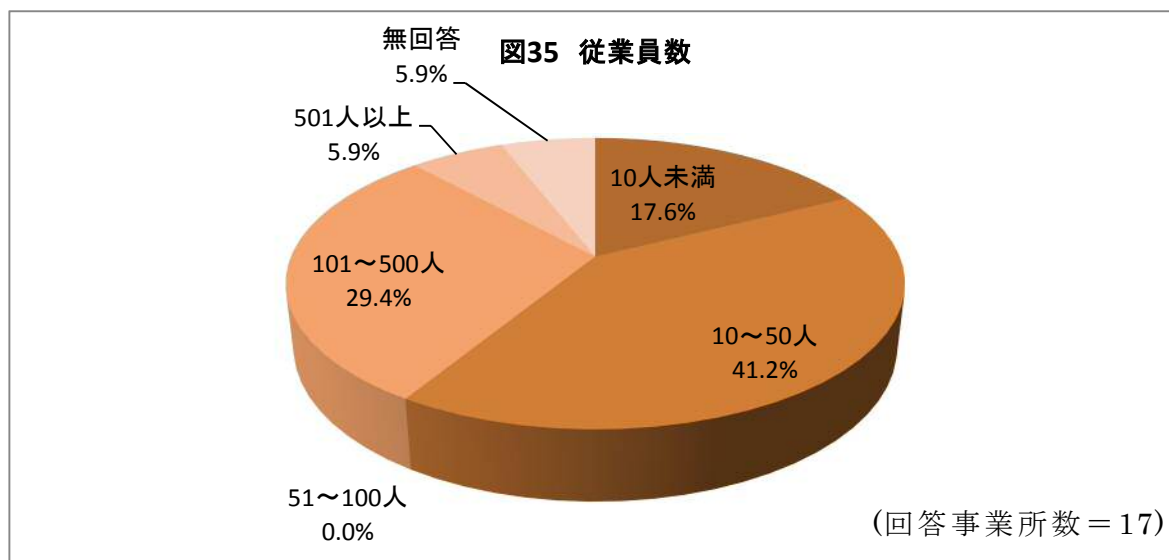
① 業種

「卸売・小売・飲食業」及び「サービス業」が 29.4%で最も多く、「製造業」の 17.6%と続く。(図 34)



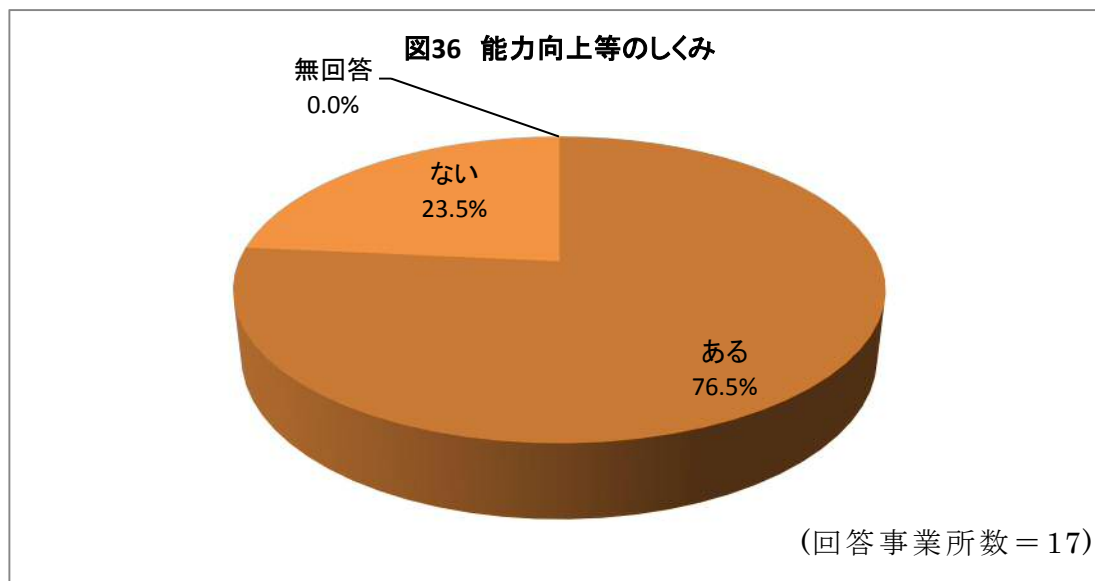
② 従業員数

「10～50人」が 41.2%で最も多く、「101～500人」の 29.4%と続く。(図 35)



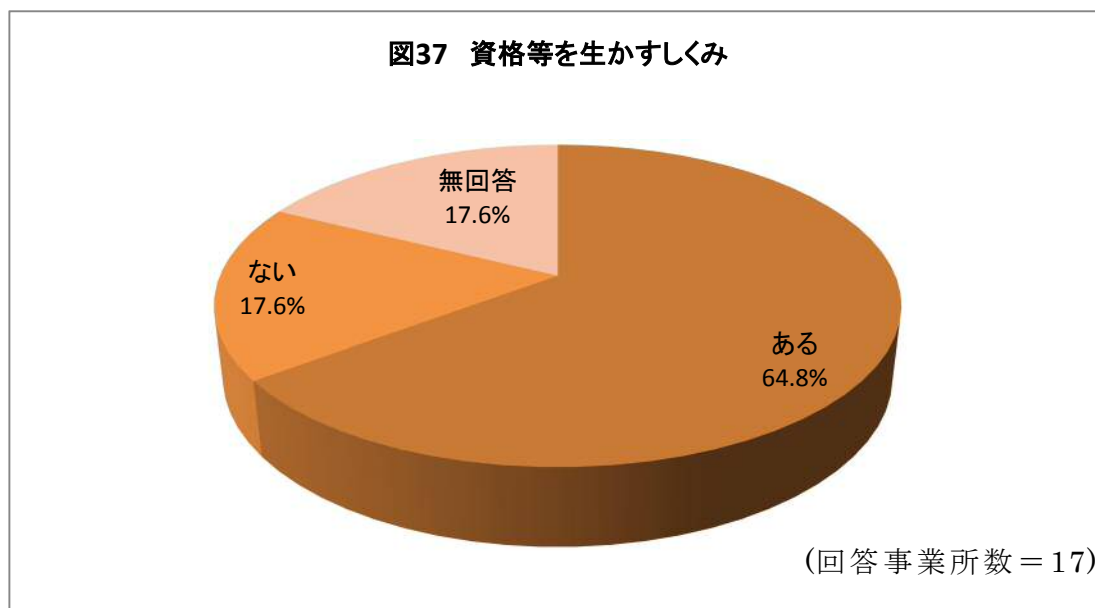
③ 社員の能力向上・資格取得を支援する仕組みの有無

「ある」が76.5%で、「ない」が23.5%である。(図36)

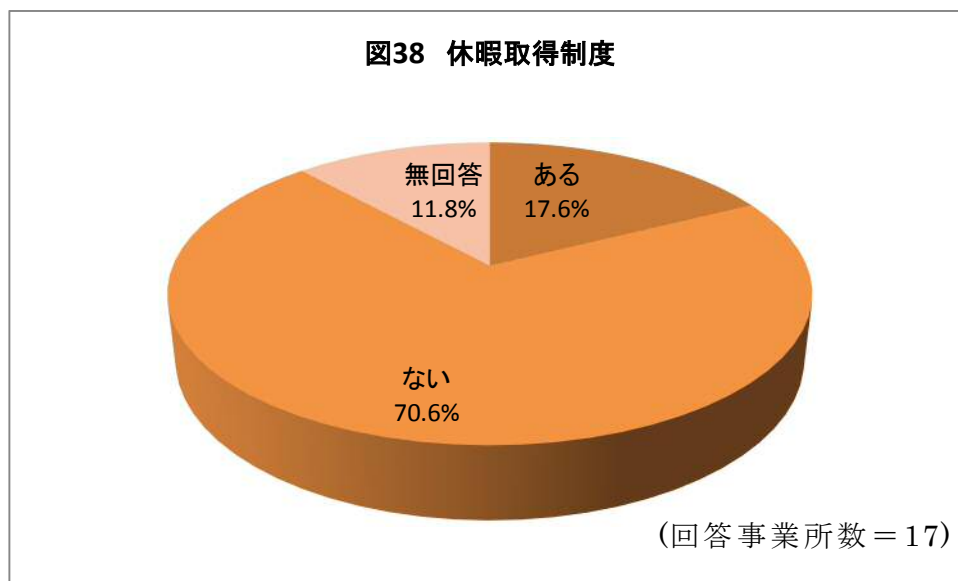


④ 社員が取得した資格を生かせる仕組みの有無

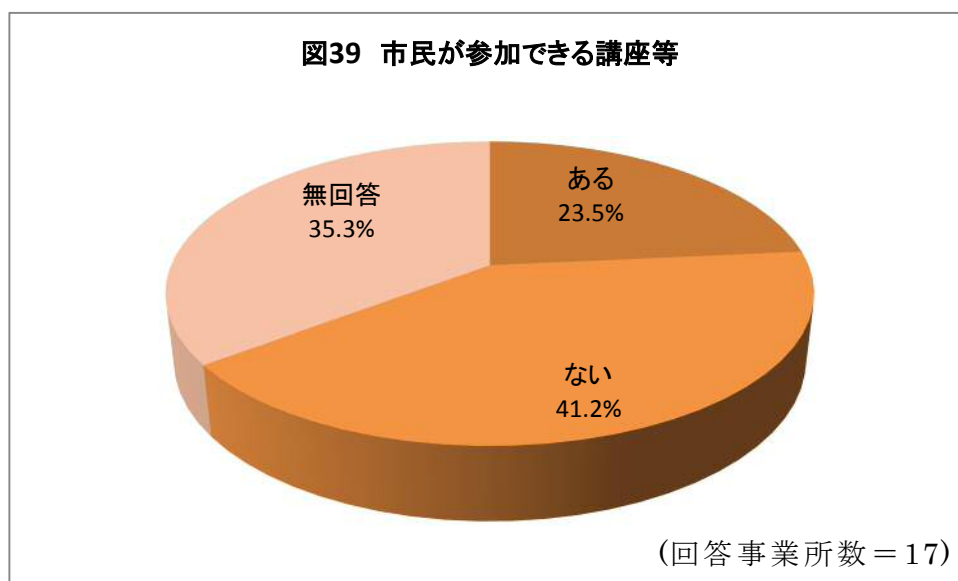
「ある」が64.8%で、「ない」が17.6%である。(図37)



- ⑤ 地域活動やボランティア活動の際の休暇制度の有無  
 「ある」が17.6%で、「ない」が70.6%である。(図38)

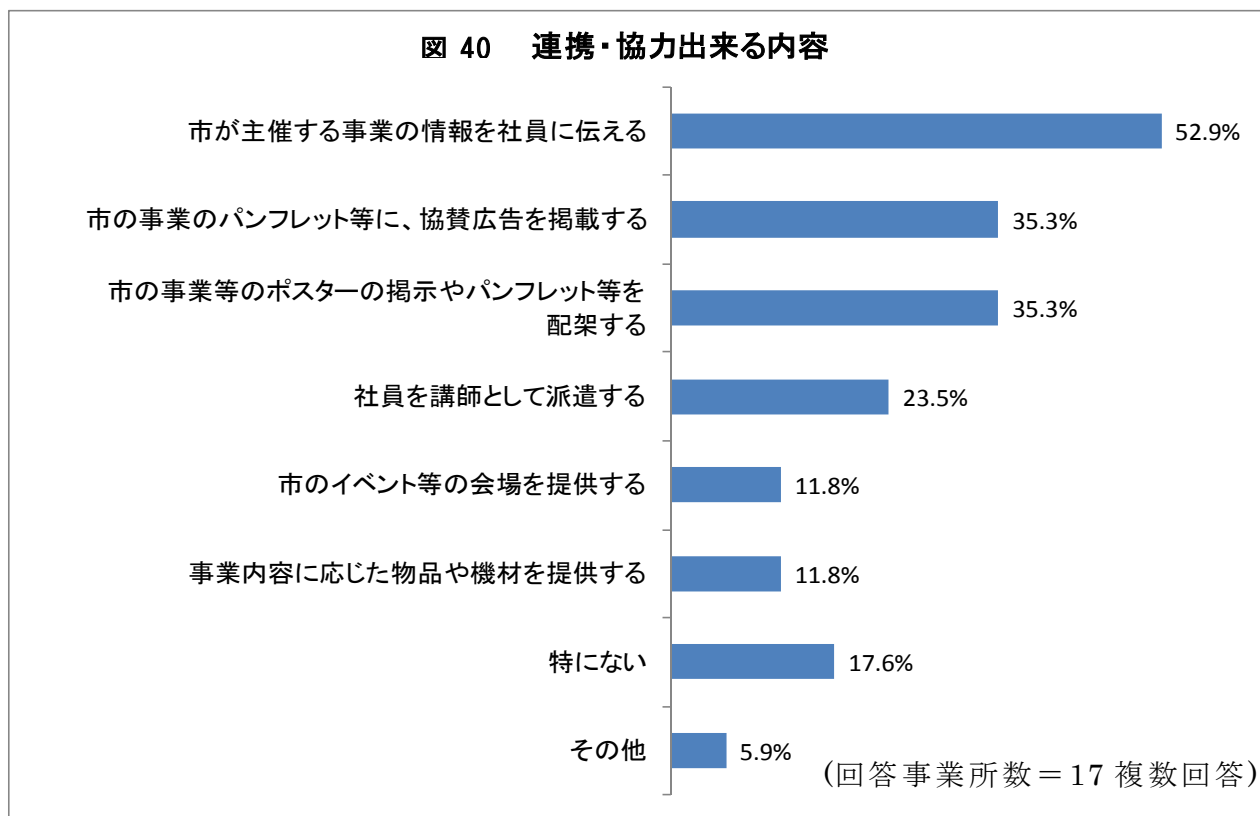


- ⑥ 市民が参加できる講座や研修会の有無  
 「ある」が23.5%で、「ない」が41.2%である。(図39)



## ⑦ 市と連携・協力できる内容

「市が主催する事業の情報を社員に伝える」が 52.9%で最も多く、「市の事業のパンフレット等に、協賛広告を掲載する」及び「市の事業等のポスターの掲示やパンフレット等を配架する」が共に 35.3%と続く。(図 40)



### ■ 事業所向け意識調査の結果からみられる課題等

- 社員の能力向上・資格取得を支援する仕組みの有無(図 36)において、「ある」が 76.5%と多くなっているが、今後職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの取組も必要である。
- 市民が参加できる講座や研修会の有無(図 39)において、「ある」が 23.5%あるので、今後事業所等と連携できる方策を検討する必要があるものと考えられる。
- 市と連携・協力できる内容(図 40)において、「市が主催する事業の情報を社員に伝える」の 52.9%をはじめ、様々な連携・協力の方策がある。

## 第4章 春日部市の生涯学習の現況（生涯学習関連事業数の推移）

春日部市生涯学習推進計画 実施計画関連事業数の推移  
 （春日部市生涯学習推進本部による集計）

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
事業数	714	921	950	1,192	1,519	1,622	1,717	1,965	2,100	2,146

年度	2017	2018
事業数	2,464	2,659

※2007年度（平成19年度）～2016年度（平成28年度）は春日部市生涯学習推進計画の計画期間

2017年度（平成29年度）～2018年度（平成30年度）は春日部市生涯学習推進計画改訂版の計画期間

## Ⅲ 基本目標・方針

### 第1章 基本目標

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、  
学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

本計画は、市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができる学習環境の整備と、学んだことを地域で生かすことができる生涯学習環境の構築を目指し、本計画における基本目標とします。

### 第2章 基本方針

基本目標を達成するために、基本方針を次のように定め生涯学習を推進します。

1. 市民一人ひとりが、いつでもどこでも「学ぶ」ことができる環境の整備
2. 学んだことを地域で「生かす」ことができる環境の整備
3. 生涯学習を「推進する」体制の充実

#### 1 市民一人ひとりが、いつでもどこでも「学ぶ」ことができる環境の整備

市民向け意識調査では、この1年間に生涯学習を「おこなった人」が33.6%であり、「おこなっていない人」が56.5%となっています。

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができるようにするためには、広く様々な方法により学習情報を提供し、必要に応じ学習活動の相談や支援を行うことが必要です。

また、多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、子育て、健康、人権、情報化、歴史、環境、防災など様々な分野の学習機会を提供することが重要です。

さらに青少年期、高齢期などのライフステージに応じた学習機会を提供することも必要となります。

本施策では、学習活動への支援と多様な学習機会の提供、ライフステージに応じた学習機会の提供を行うことにより、「生涯学習を行う人」を増やします。

## 2 学んだことを地域で「生かす」ことができる環境の整備

市民向け意識調査では、「身に付けた知識・経験・技能を、今後、地域等で生かしたいと思いませんか」という質問で「生かしたいと思う」が44.9%でした。また、「どのように生かしたいと思いませんか」という質問では65.9%の方が「地域でのボランティアとして」と答えています。

市民が生涯学習を通して学んだ知識等を地域で生かすことができる社会は、新たな地域の交流を生み、豊かなまちづくりへと発展することが期待できます。

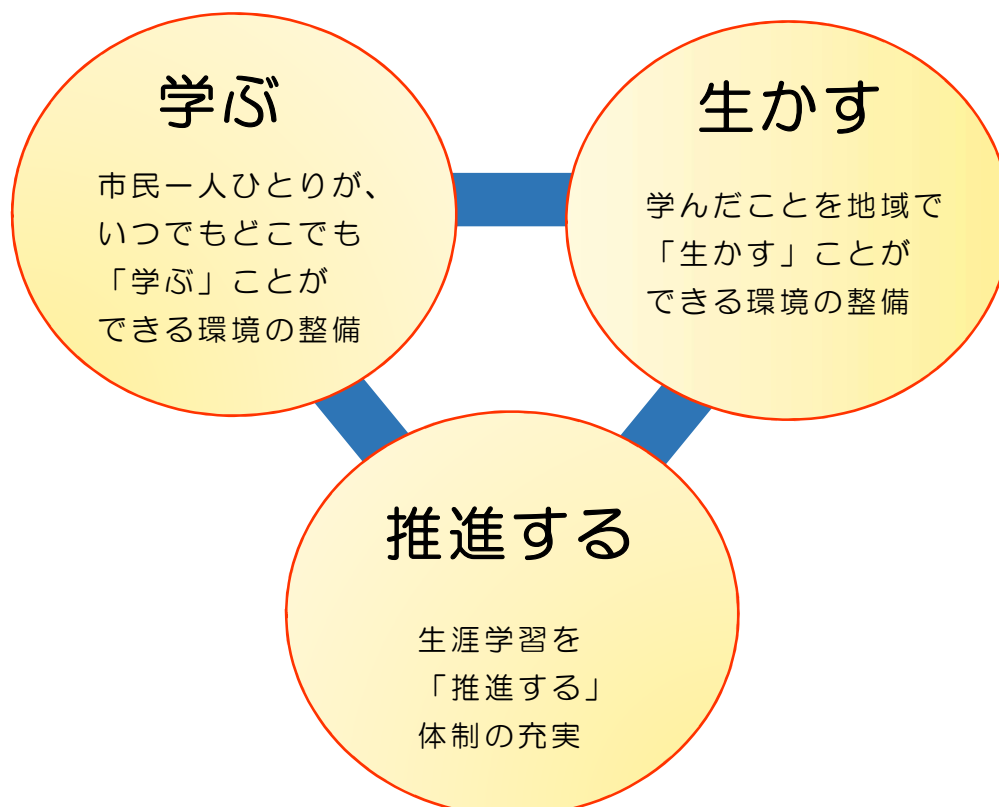
本施策では、人材育成と人材活用を行うことにより、学習活動によって身に付けた知識・経験・技能等を、地域や社会で生かせる機会の拡充を図ります。

## 3 生涯学習を「推進する」体制の充実

市民が行う生涯学習の分野は、子育て、教育、福祉、健康、人権、国際化、情報化、文化・芸術など市民生活全般に関わる多様なものです。

市民の生涯学習活動を支援するためにも、行政間や関係機関等との連携を図り、全庁的な生涯学習推進体制を整備する必要があります。

本施策では、生涯学習推進本部における生涯学習関連事業の進行管理や、市民ニーズの把握をはじめ、研修等による職員の資質向上、行政間や関係機関等との連携を強化、生涯学習関連施設の活用を図ることにより、生涯学習を推進する体制の充実を図ります。



## 第2次春日部市生涯学習推進計画体系図

大分類	中分類	小分類	
第1章 学ぶ	1 学習活動の支援	1	学習情報の提供
		2	学習活動の相談・支援
	2 多様な学習機会の提供	1	子育て
		2	教育
		3	福祉・健康
		4	人権・国際化
		5	情報化
		6	文化・芸術
		7	郷土・歴史
		8	スポーツ
		9	環境
		10	防災・市民生活
	3 ライフステージに応じた学習機会の提供	1	乳幼児期の学習
		2	青少年期の学習
		3	成人期の学習
		4	高齢期の学習

大分類	中分類	小分類	
第2章 生かす	1 人材の育成	1	学習成果の評価
		2	指導者等の養成
	2 人材の活用	1	指導者としての活用
		2	ボランティアとしての活用
		3	学習成果の発表

大分類	中分類	小分類	
第3章 推進する	1 生涯学習の推進	1	生涯学習推進体制の充実
		2	専門職員の充実、職員の資質向上
		3	市民の声を生かす仕組みづくり
	2 連携の強化	1	行政間の連携
		2	関係機関等との連携
	3 施設の活用	1	生涯学習関連施設の活用



## 基本計画 計画の基本的な内容

## IV 基本施策

### 第1章 学ぶ ～市民一人ひとりが、いつでもどこでも「学ぶ」ことができる環境の整備～

#### 1 学習活動の支援

生涯学習を行う人を増やすため、より多くの市民が生涯学習に関心を持てるよう、生涯学習の楽しさや魅力を積極的にPRするとともに、市民が学習に関する情報をいつでもどこでも容易に得られるよう、情報ネットワークの充実を図ります。

また、だれもが生涯学習活動を行うことができるよう、一人ひとりに合った学習スタイルを提案し、相談・支援体制を充実させるとともに、学びを通じた仲間づくりや活動団体の交流を促進します。

#### (1) 学習情報の提供

- 生涯学習都市宣言により、生涯学習の楽しさや魅力を積極的にPRし、生涯学習を行う人を増やします。
- 市民が生涯学習に関する情報を容易に得られるよう、広報紙・\*公民館だより等のほか、市公式ホームページ、インターネット等の様々な媒体を活用して情報を発信します。
- 学習活動の輪を広げるため、活動を行っているクラブ・サークル等の団体に関する情報や、市内外を含めた広域の生涯学習情報を提供します。
- 学んだ成果を発表したり、指導者やボランティア等として活躍する機会に関する情報を提供し、学習の成果を地域社会に生かす取組を促進します。
- 点字・音声・インターネットによる情報提供等、障がいのある人への情報サービスの充実を図ります。

\*公民館だより

公民館事業やサークル等の催しなどを広報するために地区ごとに発行。全戸配布。



学習情報サロン



公民館だより

## (2) 学習活動の相談・支援

- これから生涯学習を始める人へのサポートや、一人ひとりのニーズに応じた学習スタイルの提案等、生涯学習関連施設における学習相談の充実を図り、市民の主体的な学習活動を支援します。
- 年齢・性別・国籍・障がいの有無等に関わらず、だれもが自分に合った学習活動に取り組めるよう支援します。
- 教育関係団体、クラブ・サークル、自治会などの交流・連携を支援し、地域にねざした学習活動・コミュニティ活動をサポートします。
- 文化・芸術関連の自主的な活動を活性化させるため、成果発表の機会の提供や、後援などによる事業支援を通して、文化・芸術団体の育成を図ります。



窓口での学習相談

## 2 多様な学習機会の提供

市民の多様化・高度化するニーズに応えるため、幅広い分野における学習メニューの充実を図ります。

また、だれもが参加しやすい講座やイベントを開催し、市民が生涯学習を始めるきっかけづくりを促進します。

### (1) 子育て

- 子育て世代を支援するため、保護者同士の交流の場を設け、子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- 子育て支援情報を積極的に発信するとともに、関係機関と連携を図り、地域全体で子育てを支援する意識を醸成します。



子育てサロン

### (2) 教育

- 個性を伸ばし※生きる力の育成を図る教育を推進するとともに、児童生徒の自主的・自発的な活動を推進するための体験活動の充実を図ります。
- 地域の高等学校や大学との連携を図り、学習ボランティア、学習サポーターを導入し、子どもたちの教育活動の充実化を図るなど、官学連携による学習機会の展開をさらに推進します。

※生きる力

確かな学力と豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力のこと。

### (3) 福祉・健康

- 地域で共に支え合う意識を醸成し、福祉への正しい理解を深めるため、福祉に関する学習機会の充実を図ります。
- 市民自らが健康づくりに取り組めるよう、健康づくりへの意識啓発を推進するとともに、健康の維持・増進・※生活習慣病の予防のため、健康教育や健康相談の充実を図ります。
- 理学療法士等との連携により、住民への介護予防に関する技術的助言など、介護予防の取組を総合的に支援するとともに、介護に関する学習機会の充実を図ります。

#### ※生活習慣病

偏った食事、運動不足、睡眠不足、喫煙、過度の飲酒などといった、不健全な生活習慣の積み重ねが、発症や進行に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、糖尿病、がんなどの疾患の総称。



健康脳トレ塾

### (4) 人権・国際化

- 差別のない社会を実現するため、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、※H I V（エイズウイルス）感染者等、犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、刑を終え出所した人、※性的指向や※性同一性障がい者、ホームレスなど、様々な人権問題があることを踏まえ、関係機関と連携・協力して、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権啓発を推進し、「お互いを理解し、尊重し合う心」を大切にする人権尊重意識の高揚を図ります。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消を図るセミナー等、※男女共同参画社会の推進に関する学習機会を提供します。

- 市民の平和意識の啓発を図るため、平和の尊さを考える機会の提供に努めます。
- 多文化共生事業に関する情報をより多くの日本人住民と外国人住民が利用できるよう広報活動の強化を図るとともに、日本語教室などの国際交流事業を支援し、多文化共生の意識の醸成と、外国人住民の地域参加の促進を図ります。

※H I V

Human Immunodeficiency Virus の略語。ヒト免疫不全ウイルスのこと。人の免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させる。

※性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念のこと。具体的には恋愛・性愛の対象が異性へ向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のことを指す。

※性同一性障害

からだの性（生物学的な性）とこころの性（性の自己意識）が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。



人権週間駅頭キャンペーンでの啓発品配布

## (5) 情報化

- ICTの急速な革新により、今後も新たな技術の登場が予想されることから、時代のニーズに合わせた講座等の実施に努めます。
- パソコン、タブレットパソコン等の操作の基本やプログラミング教育、またデジタルカメラ等の操作等、ICTに関する学習機会の充実を図ります。



市民パソコンセミナー

## (6) 文化・芸術

- 市美術展覧会（市展）をはじめとした各種のイベントを通して、市民が文化・芸術に直接参加・鑑賞・発表できる機会の充実に努めます。
- 市内に点在する彫刻を生かしたイベントの開催など、身近な場所で優れた文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。
- これまでに育まれてきた文化や地域のつながりを大切にしながら、文化・芸術事業の普及と充実に努め、市の魅力として発信します。



市美術展覧会（市展）

## (7) 郷土・歴史

- 郷土・歴史に関する講座を開設し、郷土資料の収集・保存と調査研究を行い、資料の公開・利用を促進して市民の郷土に関する理解を深めます。
- 指定文化財や獅子舞・神楽などの郷土の民俗芸能の保存・継承に関する取組を支援し、貴重な文化遺産を後世に伝えていきます。



粕壁宿めぐり



民俗芸能公開事業



## (8) スポーツ

- 市民ニーズを踏まえて、「楽しむこと」、「健康維持と体力の向上」、「習慣化」を目的とした各種スポーツ教室やイベントなどを開催します。
- 世代、性別、障がいの有無を問わず、だれもが参加して楽しめる※ニュースポーツを通じて※生涯スポーツの推進を図ります。

### ※ニュースポーツ

だれもが、いくつからでも、いつまでもでき、競うことよりも楽しむことをねらいとしたスポーツのこと。子どもの体力向上や中高年の健康維持・増進、高齢者の介護予防など、様々な分野での活用が期待されている。

### ※生涯スポーツ

生涯を通じて健康の維持・増進やレクリエーションを目的として取り組めるスポーツのこと。誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できることが特徴。



大風マラソン大会

## (9) 環境

- 環境問題を正しく理解するため、学習機会を提供するとともに、市民・事業者と連携して環境保全への関心を高めます。
- 市内の学校と連携し、環境学習等への講師派遣を行い、環境教育の充実を図ります。



環境ナビゲーター講座

## (10) 防災・市民生活

- 防災訓練や※ハザードマップの活用により、防災知識の普及・啓発に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織に対して、訓練や資機材整備、防災士養成などの支援をすることで、地域の防災力向上を図ります。
- 防火の意識啓発及び応急手当の技術普及のため、各種講座や訓練を実施します。
- 警察署や関係機関との連携により、広報活動を充実させ、犯罪から身を守る知識の普及及び防犯意識の啓発に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 交通安全に対する関心と意識を高めるため、各種催しや交通安全教室などを実施し、広報・啓発活動を推進します。
- 消費生活に関する正しい知識の普及のために、広報紙や市公式ホームページの活用や、消費生活講座の開催等、消費者意識の高揚に資する啓発事業を行います。

### ※ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災が想定される区域や避難場所・避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。被害予測地図。



自主防災訓練

## (11) 産業・都市基盤

- 各種イベントや観光事業などを通じて、地域にねざした産業の魅力をPRするとともに、市民が地域の特産品に親しむ機会を提供します。
- 市民の地域への愛着を深めるため、暮らしを支える都市基盤に関する学習機会を提供し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。



商工まつり



農業祭

### 3 ライフステージに応じた学習機会の提供

人生100年時代を見据え、生涯を通して生きがいを持ち、健康で豊かな人生を送るために、幼児期・青少年期・成人期・高齢期において、それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供します。

また、仕事・子育て・介護等で時間に制約のある人でも気軽に生涯学習に取り組めるよう、市民一人ひとりのライフスタイルに合った学習機会の充実を図ります。

#### (1) 乳幼児期の学習

- 人間形成の基礎となる乳幼児期において、家族とのふれあいや遊び等を通して豊かな情緒や社会性を身に付ける機会を提供し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 育児不安の解消や孤立化を防止するため、育児に関する講座や保護者同士の交流の場を設け、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 児童センターや地域の関係機関との連携を図り、家庭での子育てを支援します。

#### (2) 青少年期の学習

- 子どもたちの心豊かな育みと、地域の教育力の向上を図るため、家庭・地域・学校が連携して、学習機会の充実を図ります。
- 青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、地域活動・ボランティア体験の機会を提供します。



年少リーダー研修会

### (3) 成人期の学習

- 多様化する学習ニーズに応え、趣味・スポーツ等の幅広い内容の学習機会を提供するとともに、勤労者の職業能力の向上や就職支援につながる学習機会の充実を図ります。
- 仕事・子育て・介護など、時間的制約の多い人でも気軽に学習活動に取り組めるよう、様々なライフスタイルに応じた学習機会を提供します。



生涯学習市民塾

### (4) 高齢期の学習

- 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを支援するため、文化・スポーツ・健康等に関する様々な学習機会を提供します。
- 高齢者が仲間と共に学び交流を深められる環境づくりや、豊富な経験や知識を生かせる機会の充実を図ります。



健康づくりいきいき運動研修会

## 第2章 生かす ～学んだことを地域で「生かす」ことができる環境の整備～

### 1 人材の育成

市民が学習成果を生かして地域社会で活動するために、学習成果を適切に評価することで、新たな学習意欲につなげる取組を推進します。  
また、市民の地域活動への参加を促進するため、学びを通して、指導者・ボランティアとして地域貢献できる人材を育成します。

#### (1) 学習成果の評価

- 市民の継続した生涯学習を支援するため、市民が生涯にわたり自ら行った学習成果を記録し、その学習履歴や学習目標到達度を振り返ることができる※春日部市生涯学習パスポート「はるがく帳」を発行し、学習を奨励します。
- はるがく帳を活用し、生涯学習を実践してきた記録に応じ認証・表彰することにより、より一層学習する意欲の高揚を図ります。
- 学習活動の成果に対する表彰や、取組を評価する仕組みをつくり、市民の積極的な学習活動を推進します。

※春日部市生涯学習パスポート「はるがく帳」

自ら学んだ内容や修得した資格、学んだ成果を生かしたボランティア活動や地域活動などを、ひとつの学びの行動として1ページごとに記録する学習記録ノートのこと。  
1回の学び＝「1はる」とし、1冊(100はる)記録が修了すると単位認定証が交付されます。さらに3冊修了ごとに奨励賞が授与されます。

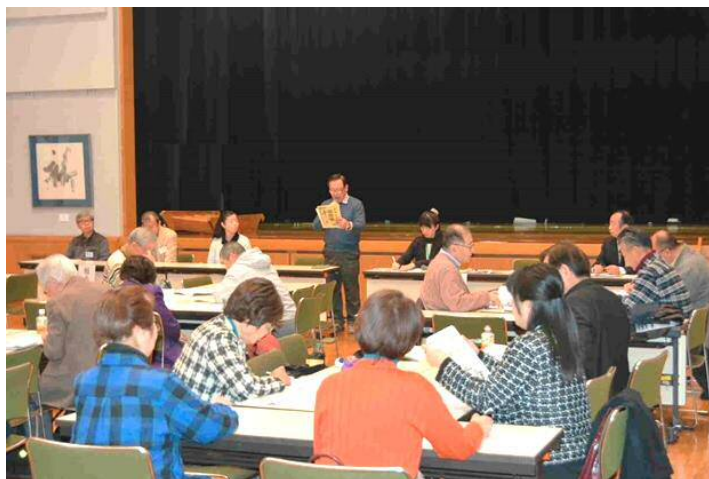


記入例	
学習の記録	78 はる
日時	27年11月21日(土) 午前・午後 0時50分 ~ 午前・午後 2時30分
名称	春日部市美術展覧会 観覧
会場	ふれあいキューブ
内容・感想	友人が出品している春日部市美術展覧会に行ってきた。 どのように作品を鑑賞したらよいか分からなかったので、審査員が作品鑑賞などの解説をしてくれる「ギャラリートーク」という企画に参加した。制作方法やどのような作品なのかを聞きながら絵画や工芸品を鑑賞することができ、とても勉強になった。どの作品も作者の思いが込められていて素晴らしいかった。

春日部市生涯学習パスポート「はるがく帳」

## (2) 指導者等の養成

- 地域活動やボランティア活動を行う人材を養成するための講座等を実施し、人材の育成を図ります。
- 既存の指導者等に対して、研修や情報交換の場を設け、指導力・組織運営力等の向上を図ります。



生涯学習人材情報登録者交流会



機器操作の指導者等を養成する音響セミナー

## 2 人材の活用

生涯学習を通して学んだ知識・経験を、指導者・ボランティアとして地域社会で生かす機会を提供するとともに、学びたい人と教えたい人をつなぐ仕組みづくりを推進します。

また、個人・団体が学習成果を発表する機会や場の充実を図り、人と人とのつながりを深め、地域の活性化を促進します。

### (1) 指導者としての活用

- 市民参加の生涯学習を進めるため、※生涯学習人材情報登録制度に基づいて専門知識等を有する人の情報を収集し、市民の求めに応じて提供します。
- 人材情報を行政・学校等で共有し、生涯学習事業において積極的に人材を活用します。
- 指導者を必要としている市民・団体に、適切な人材を紹介し、市民の自主的な学習活動を支援します。

#### ※生涯学習人材情報登録制度

市民の生涯学習活動を支援するため、市が地域の指導者や協力者に関する情報を収集する仕組み。



生涯学習人材情報登録者が講師となる生涯学習市民塾



## (2) ボランティアとしての活用

- 行政・学校等の事業において、積極的にボランティアを募り、人材の活用を促進します。
- ボランティア活動の機会について広く情報提供し、市民のボランティア活動への参加を推進します。



春のクリーンデーでのごみ拾い

## (3) 学習成果の発表

- 日頃の学習活動の成果を発表する機会を提供するとともに、そこに集まる市民の親睦・交流を促進します。
- 学習成果を発表することで、より多くの市民が学習意欲を高められるよう啓発を図ります。



公民館まつり

## 第3章 推進する ～生涯学習を「推進する」体制の充実～

### 1 生涯学習の推進

生涯学習は市民生活全般に関わる広範な領域にわたるため、行政において全庁的な推進体制を整え、春日部市生涯学習都市宣言の実現に向けて生涯学習事業の推進を図ります。

また、市民の声に耳を傾け、ニーズを的確に把握する仕組みの充実を図り、市民と行政が一体となって生涯学習を推進します。

#### (1) 生涯学習推進体制の充実

- ＊生涯学習推進本部において、生涯学習の総合的な推進を図るとともに、関連事業の進行管理を行います。
- 生涯学習支援体制を整備し、市民主体の生涯学習を実現するため、＊生涯学習市民推進員と連携し、活動の促進を図ります。
- 全国生涯学習市町村協議会に加盟し、行政における生涯学習の政策研究および情報交換を行い、総合的な生涯学習の政策を推進します。

##### ※生涯学習推進本部

生涯学習に資する施策を総合的に推進するための行政の組織。

##### ※生涯学習市民推進員

市民が生涯にわたって学習や活動に取組、充実した生活が送れるよう生涯学習支援体制を整備し、市民主体の生涯学習を実現するため、市長が委嘱し、市の生涯学習事業の企画・運営等に協力いただく市民。



生涯学習市民推進員会議

## (2) 専門職員の充実、職員の資質向上

- ＊社会教育主事・＊指導主事・＊司書・＊学芸員など、専門職員の充実に努めます。
- 学習活動の相談にあたる職員や、学びたい人と教えたい人を結びつけるコーディネーターの養成に努めます。
- 多様な市民ニーズに応えるため、研修等への参加を通して、職員の資質の向上を図ります。

### ※社会教育主事

教育委員会に必置とされている専門的教育職員。主な職務は社会教育に関する専門的・技術的な助言と指導である。

### ※指導主事

教育委員会に置かれ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を担当する。

### ※司書

図書館等に置かれる専門的職員。資料の収集・分類整理、図書の貸し出し、利用者の相談など、専門的事項を担当する。本市では、教育委員会に配属される司書職員のほか、司書資格を有する指定管理者により図書館が運営されている。

### ※学芸員

博物館に置かれる専門的職員。資料の収集・保管・展示及び調査研究に関する事業についての専門的事項を担当する。歴史・考古学・民俗学・動植物・科学など多方面の専門領域がある。本市では、郷土資料館（博物館類似施設）に配属するほか、便宜上、文化財全般の調査にあたる職員も「学芸員」と呼称している。

## (3) 市民の声を生かす仕組みづくり

- 社会教育委員会議等において、教育委員会からの諮問に対する答申や提言等を行うとともに、広く生涯学習全般にわたり協議します。
- 行政等が行う事業の企画や運営について、市民が参加する機会の充実に努めます。
- 市民の学習ニーズを把握するため、講座やイベントにおいてアンケートを実施する等、市民の声を広く聴き、事業に反映するよう努めます。

## 2 連携の強化

行政・NPO・学校・地域・企業等が連携して、情報・人材・施設・設備等を相互に提供し協力することで、生涯学習事業の効果的な実施や、学習内容のより一層の充実を図ります。

### (1) 行政間の連携

- 関係部局と連携し、生涯学習情報を共有し、それぞれのノウハウを生かした効果的な事業の実施に努めます。
- 近隣市町と連携し、生涯学習情報を共有し、事業の共同実施や施設の相互利用の拡充に努めます。

### (2) 関係機関等との連携

- 市民団体・NPO・学校・企業等が実施する生涯学習事業の情報について広くPRするとともに、\*協働事業の実施等を検討します。
- 高度な学習要求に応えるために、教育機関や市民団体等と連携し、専門知識を持つ人材や施設・設備等を市民の学習活動に活用できるよう検討します。
- 地域と共に子どもを育てていくという視点に立ち、家庭・地域・学校が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校協働活動」を推進します。

#### ※協働

複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。



地域・家庭・学校が連携する放課後子ども教室

### 3 施設の活用

だれもが利用しやすく、安心して学ぶことができる環境を提供するため、生涯学習関連施設の機能・サービスの向上を図ります。

生涯学習関連施設の建物・設備の老朽化に伴い、安全で快適な学習環境を整備するため、計画的に改修・更新等に努めます。

#### (1) 生涯学習関連施設の活用

- 市民の活動の場を増やすため、既存施設の利用効率を上げるとともに、生涯学習関連施設を計画的に改修・更新することにより、学習環境の充実に努めます。
- 市民の多様なニーズに応えるため、高齢者・障がい者・乳幼児と一緒にの方等、様々な利用者に配慮し、施設の機能・サービスの向上を図ります。
- 公共施設予約システムを整備するとともに、システムの利用方法を市民に周知し、施設利用の利便性の向上を図ります。
- 市内外における生涯学習関連施設間のネットワークを強化し、学習情報の共有化や事業連携、施設・設備の相互活用を進めることで、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えます。



教育センター

## 資料編

### 春日部市の生涯学習に関する取組経過及び国・県の動向

年	月	事 項
1990年 (平成2年)	1月	(国)中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」
	6月	(国)生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律施行
1991年 (平成3年)	4月	第3次総合振興計画の「うるおいの施策」の中に生涯学習の推進を位置付け
1992年 (平成4年)	4月	社会教育課内に生涯学習係設置
	7月	(国)生涯学習審議会答申 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」
	10月	生涯学習市民意識等調査を実施
1993年 (平成5年)	3月	社会教育委員会議からの答申 (今後の方向性、充実すべき16項目について提言)
	4月	生涯学習推進計画策定調査を開始
1994年 (平成6年)	3月	春日部市生涯学習推進計画策定
	4月	教育委員会機構改革(生涯学習推進室設置)
	5月	春日部市中央公民館開館(生涯学習の拠点施設)
	7月	生涯学習都市宣言施行 生涯学習シンポジウムを開催
	8月	生涯学習推進本部の設置(本部会・幹事会・スタッフ会議)
	11月	生涯学習推進市民会議の設置(委員25人)
	12月	生涯学習地域推進員の設置(推進員14人)
1995年 (平成7年)	3月	生涯学習情報誌「みいび」を発行(全戸配布)(学習施設情報の提供)
	4月	広報紙に「生涯学習情報アラカルト」コーナーを設置
	9月	生涯学習交流紙「遊学」を発行
1996年 (平成8年)	2月	市民会議・地域推進員・推進本部合同研修会
	3月	市民会議からの建議「生涯学習推進の施策について」
	4月	県補助事業「生涯学習のまちづくり推進事業」の指定 (国)生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」
	7月	生涯学習学校開放講座を開設
	8月	「かすかびあん出前講座」を開設(42メニュー)
	9月	市民会議からの建議「生涯学習フェスティバルの在り方について」
	11月	全国生涯学習フェスティバルに参加(パネル展示)

年	月	事 項
1997年 (平成9年)	1月 4月	かすかべ遊学フェスティバルを開催（舞台発表、体験コーナー） 教育委員会機構改革（生涯学習部生涯学習推進課に改組）
1998年 (平成10年)	2月 9月 10月 11月	市民会議からの建議「行政と民間教育事業者との連携方策について」 県生涯学習フェスティバルに参加（パネル展示） 春日部市総合福祉センター・春日部市健康福祉センターの開館 かすかべ遊学フェスティバルを開催（33事業参加） 庄和町「学び～とる庄和出前講座」を開設 庄和町生涯学習推進計画策定委員会の設置
1999年 (平成11年)	2月 3月 6月 9月 10月 12月	市民会議からの建議「生涯学習関連施設間ネットワークの進め方について」 埼玉県生涯学習振興計画策定 (国)生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」 春日部市男女共同参画推進センターの開館 かすかべ遊学フェスティバルを開催（31事業参加） 庄和町生涯学習推進計画策定
2000年 (平成12年)	4月 10月 11月 12月	全国生涯学習市町村協議会へ加盟 かすかべ遊学フェスティバルを開催（39事業参加） (国)生涯学習審議会答申 「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 庄和町生涯学習推進会議・幹事会の設置
2001年 (平成13年)	3月 4月	市民会議からの建議「遊学21世紀ビジョンについて」 庄和町生涯学習関連事業一覧を作成 IT講習を開始（市内公民館、視聴覚センター等）
2002年 (平成14年)	3月 4月 10月 11月	市民会議からの建議「春日部市の学校開放の具体的方策について」 総合体育館「ウイング・ハット春日部」の開館 庄和町生涯学習をすすめる町民の会の設置 機構改革 生涯学習課へ（課の統合により） 完全学校週5日制スタート かすかべ遊学フェスティバルを開催（37事業参加） 生涯学習市民意識・実態等調査を実施
2003年 (平成15年)	6月 7月 10月	春日部市芸術文化振興会の設立 生涯学習ホームページ「遊学」を公開 かすかべ遊学フェスティバルを開催（36事業参加）

年	月	事 項
2004年 (平成16年)	3月 11月	第2次春日部市生涯学習推進計画策定 かすかべ遊学フェスティバルを開催（40事業参加） ※同時開催 市民アカデミー
2005年 (平成17年)	10月 11月	春日部市・庄和町合併 生涯学習部が社会教育部に、生涯学習課が社会教育課に改組 かすかべ遊学フェスティバルを開催（41事業参加）
2006年 (平成18年)	2月 4月 5月 10月 11月 12月	庄和地域生涯学習市民意識・実態調査を実施 春日部市美術展覧会実行委員会の設置 生涯学習地域推進員の設置 「かすかべし出前講座」を新たに開設（69メニュー） 「春日部市人材情報登録制度」を新たにスタート（292人） 生涯学習推進本部の設置（本部会・幹事会・スタッフ会議） 生涯学習推進市民会議の設置 かすかべ遊学フェスティバルを開催（52事業参加） 第1回春日部市美術展覧会（市展）を開催 (国)教育基本法改正
2007年 (平成19年)	3月 10月	生涯学習推進計画策定 かすかべ遊学フェスティバルを開催（71事業参加）
2008年 (平成20年)	2月 3月 6月 7月 10月	(国)中央教育審議会答申 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」 生涯学習推進市民会議からの提言 「学習情報の提供について ～人材情報登録制度の活用方策と学習情報サロンの充実～」 (国)社会教育法改正 (国)教育振興基本計画閣議決定 かすかべ遊学フェスティバルを開催（73事業参加）
2009年 (平成21年)	2月 4月 10月 11月	埼玉県教育振興基本計画策定 春日部市生涯学習都市宣言施行 かすかべ遊学フェスティバルを開催（74事業参加） 全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」開催
2010年 (平成22年)	4月 10月 11月	「埼玉まなびいプロジェクト」開始 かすかべ遊学フェスティバルを開催（82事業参加） 春日部市立庄和図書館開館



年	月	事 項
2011年 (平成23年)	10月 11月	かすかべ遊学フェスティバルを開催（78事業参加） 春日部市市民活動センター「ぼぼら春日部」開所
2012年 (平成24年)	4月 10月	生涯学習市民推進員の設置 (生涯学習推進市民会議と生涯学習地域推進員を統合) かすかべ遊学フェスティバルを開催（93事業参加）
2013年 (平成25年)	3月 5月 6月 9月 10月	埼玉県生涯学習審議会答申「埼玉県の生涯学習の推進方策について」 埼玉県生涯学習推進指針策定 「春日部市生涯学習人材情報登録制度」団体登録等開始 (国)第2期教育振興基本計画閣議決定 かすかべし出前講座市民講師編開始 生涯学習パスポート「はるがく帳」配布開始 かすかべ遊学フェスティバルを開催（94事業参加）
2014年 (平成26年)	7月 10月	人材情報登録者企画学習会（現在の生涯学習市民塾）開始 かすかべ遊学フェスティバルを開催（98事業参加） 第2期埼玉県教育振興基本計画策定
2015年 (平成27年)	10月 12月	かすかべ遊学フェスティバルを開催（98事業参加） 生涯学習パスポート「はるがく帳」表紙デザイン変更 (国)中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
2016年 (平成28年)	5月 10月	(国)中央教育審議会答申 「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現させるための教育の多様化と質保証の在り方について」 かすかべ遊学フェスティバルを開催（103事業参加）
2017年 (平成29年)	3月 7月 10月	春日部市生涯学習推進計画（改訂版）策定 (国)社会教育法改正 春日部市生涯学習市民意識調査を実施 かすかべ遊学フェスティバルを開催（98事業参加）
2018年 (平成30年)	3月 10月	(国)第3期教育振興基本計画について（答申） かすかべ遊学フェスティバルを開催（105事業参加）

## 第2次春日部市生涯学習推進計画策定経過

### (1) 春日部市生涯学習推進本部

開催日		事項
2017年 (平成29年)	6月28日	平成29年度第1回幹事会・スタッフ会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について ・生涯学習推進計画策定プロジェクト会議について ・市民意識調査について (本部長決裁)
	7月23日～ 8月18日	春日部市生涯学習市民意識調査 ・市民向け、団体向け、事業所向けに調査を実施
	12月19日	平成29年度第1回プロジェクト会議 ・市民意識調査結果分析について
2018年 (平成30年)	1月11日	平成29年度第2回プロジェクト会議 ・体系図、基本理念の検討
	2月16日	平成29年度第2回幹事会・スタッフ会議 ・市民意識調査の結果について ・プロジェクト会議の実施報告について (本部長決裁)
	5月16日	平成30年度第1回幹事会・スタッフ会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画について (本部長決裁)
	6月14日	平成30年度第1回プロジェクト会議 ・素案の検討①
	7月4日	平成30年度第2回プロジェクト会議 ・素案の検討②
	7月25日	平成30年度第3回プロジェクト会議 ・素案の検討③
	8月9日	平成30年度第2回幹事会・スタッフ会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画(素案)について
	8月17日	平成30年度第1回本部会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画(素案)について
	10月1日～ 10月31日	市民意見提出手続にて意見募集
11月22日	平成30年度第4回プロジェクト会議 ・計画案の検討	
2019年 (平成31年)	1月11日	平成30年度第3回幹事会・スタッフ会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画(案)について (本部長決裁)

## (2) 春日部市社会教育委員会議

開催日		事項
2017年 (平成29年)	6月23日	平成29年度第1回会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について (策定の趣旨、スケジュール等)
	12月21日	平成29年度第2回会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について (市民意識調査の結果等)
2018年 (平成30年)	3月23日	平成29年度第3回会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画の体系(案)について
	6月22日	平成30年度第1回会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画(素案)について
	12月19日	平成30年度第2回会議 ・市民意見提出手続きの結果について
2019年 (平成31年)	3月19日	平成30年度第3回会議 ・第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について報告

## (3) 監修

文教大学人間科学部教授 <sup>かねふじ</sup>金藤 ふゆ子 先生

- ・文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会臨時委員
  - ・文部科学省政策評価に関する有識者会議委員
  - ・文部科学省生涯学習に関する世論調査結果分析協力者会議委員
  - ・中央教育審議会生涯学習分科会ワーキンググループ専門委員
  - ・文部科学省社会教育活性化推進委員会委員
  - ・文部科学省生涯学習政策局社会教育アドバイザー
  - ・文部科学省生涯学習政策局生涯学習調査官
  - ・埼玉県生涯学習審議会委員
  - ・神奈川県生涯学習審議会委員
- などを歴任されている。

## 春日部市生涯学習推進本部要綱

(設置)

第1条 生涯学習に資する施策を総合的に推進するため、春日部市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部は、本部会、幹事会及びスタッフ会議をもって組織する。

(本部会の所掌事務)

第2条 本部会は、生涯学習に関する基本方針を策定し、推進本部を統括する。

(本部会の組織)

第3条 本部会は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会の会議)

第5条 本部会の会議は、本部長が招集する。

2 本部会の会議は、本部委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 本部会の議事は、出席本部委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、本部長の命を受け、必要な事項について調査協議する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は社会教育部長をもって充て、副幹事長は総合政策部長をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

## (スタッフ会議)

第7条 スタッフ会議は、本部会が策定する基本指針に従い、生涯学習に関する事業を推進する。

- 2 スタッフ会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は社会教育課生涯学習推進担当課長をもって充て、副会長は政策課長をもって充て、委員は別表第2に掲げる幹事が所属する課等の所属職員（各1名）及び本部長が指定する職員をもって充てる。
- 4 会長は、スタッフ会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 スタッフ会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (プロジェクトチーム)

第8条 推進本部の所掌事項に関し、スタッフ会議が指示する調査研究その他の作業を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは、スタッフ会議の委員のうちから、スタッフ会議の会長が選出する。

## (庶務)

第9条 本部会、幹事会及びスタッフ会議の庶務は、社会教育部社会教育課において処理する。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。  
(春日部市生涯学習推進本部要綱の廃止)
- 2 春日部市生涯学習推進本部要綱（平成29年4月11日制定）は、廃止する。

## 別表第1（第3条関係）

市長公室長	総合政策部長	総合政策部公共施設事業調整担当部長	財務部長	総務部長	市民生活部長	福祉部長	こども未来部長	健康保険部長	環境経済部長	建設部長	都市整備部長	都市整備部鉄道高架担当部長	会計管理者	消防長	事務部長	水道部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	社会教育部長	議会事務局長	監査委員事務局長
-------	--------	-------------------	------	------	--------	------	---------	--------	--------	------	--------	---------------	-------	-----	------	------	--------	---------------	--------	--------	----------

別表第2（第6条関係）

社会教育部次長	政策課長	シティセールス広報課長	財政課長	総務課長	人事課長	市政情報課長	交通防犯課長	市民参加推進課長	市民課長	生活支援課長	高齢者支援課長	障がい者支援課長	こども政策課長	こども相談課長	保育課長	健康課長	介護保険課長	国民健康保険課長	環境政策課長	リサイクル推進課長	商工振興課長	観光振興課長	農業振興課長	道路管理課長	都市計画課長	消防本部	総務課長	事務部総務課長	業務課長	学校総務課長	指導課長	社会教育課生涯学習推進担当課長	文化財保護課長	スポーツ推進課長	中央公民館長
---------	------	-------------	------	------	------	--------	--------	----------	------	--------	---------	----------	---------	---------	------	------	--------	----------	--------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	---------	------	--------	------	-----------------	---------	----------	--------



## 第2次春日部市生涯学習推進計画

---

作成 2019年(平成31年)3月

発行 春日部市生涯学習推進本部

事務局 春日部市教育委員会社会教育部社会教育課  
〒344-0062 春日部市粕壁東3-2-15

電話 048-763-2425







春日部市